

# 越前市食と農の創造ビジョン

## 基本計画

【第4次基本計画】

令和7年3月

越 前 市

## 基本計画改定にあたって

越前市食と農の創造条例に基づき、本ビジョンには10年ごとに改定する「基本構想」をベースに5年ごとに見直す「基本計画」があります。基本構想と併せ、市の食と農の方向性を示すとともにより具体的に施策内容を記したものとなっています。

主な改定点としては、温暖化により重大な局面を迎えている環境の悪化を懸念し、これまでの生物多様性の維持に加え温室効果ガス削減という側面から環境の視点、対策を各取組みに追加しました。

また、高齢化などにより、国内の農業人口の減少が極めて深刻な状況となっています。このことも食と農が直面している最重要課題の一つとして、食と農に係るすべての人が行動に移す必要があることから、各取組みにおいて農業人材の確保につながる対策を提示しました。

基本計画でも、基本構想で打ち出している食、農、地域の3本の柱に則りそれぞれの取組みを進めることとしています。その上で、各取組みにおいて環境負荷の低減が図られるよう課題を整理し、併せて農業者の確保を目指した取組みを強化する内容となっています。なお、計画に使用しているグラフなど資料の出典元はすべて農林水産省です。

### 第4次基本計画の期間

令和7年度～令和11年度の5年間

### 基本計画の各章の構成

#### 【3つの柱】

第1章 からだとところを育む潤いのある食の実現

第2章 たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現

第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、人と人が絆で結ばれた地域社会の実現  
～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

#### 【各章の構成】

- 1 現状と課題
- 2 現在の取組み
- 3 基本的施策（及び具体的な施策）
- 4 主な事業
- 5 数値目標

# 第1章 からだとこころを育む潤いのある食の実現

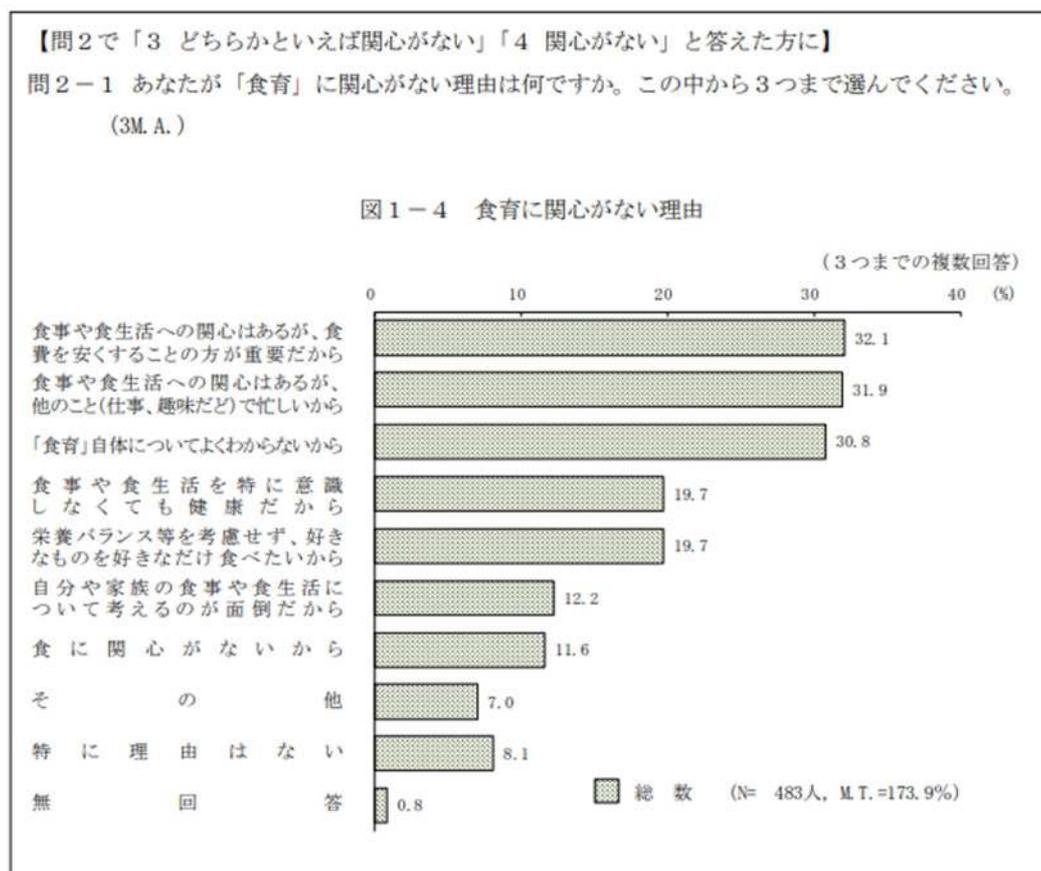
## 1 現状と課題

### 1 食育の推進

食は、生涯にわたって豊かで質の高い暮らしを送るために不可欠なものであり、生きることのベースとなるものです。誰もが日々繰り返している「食べること」は心身の健康に直結するため、一人ひとりの状態や状況に合った食を選択することが重要です。

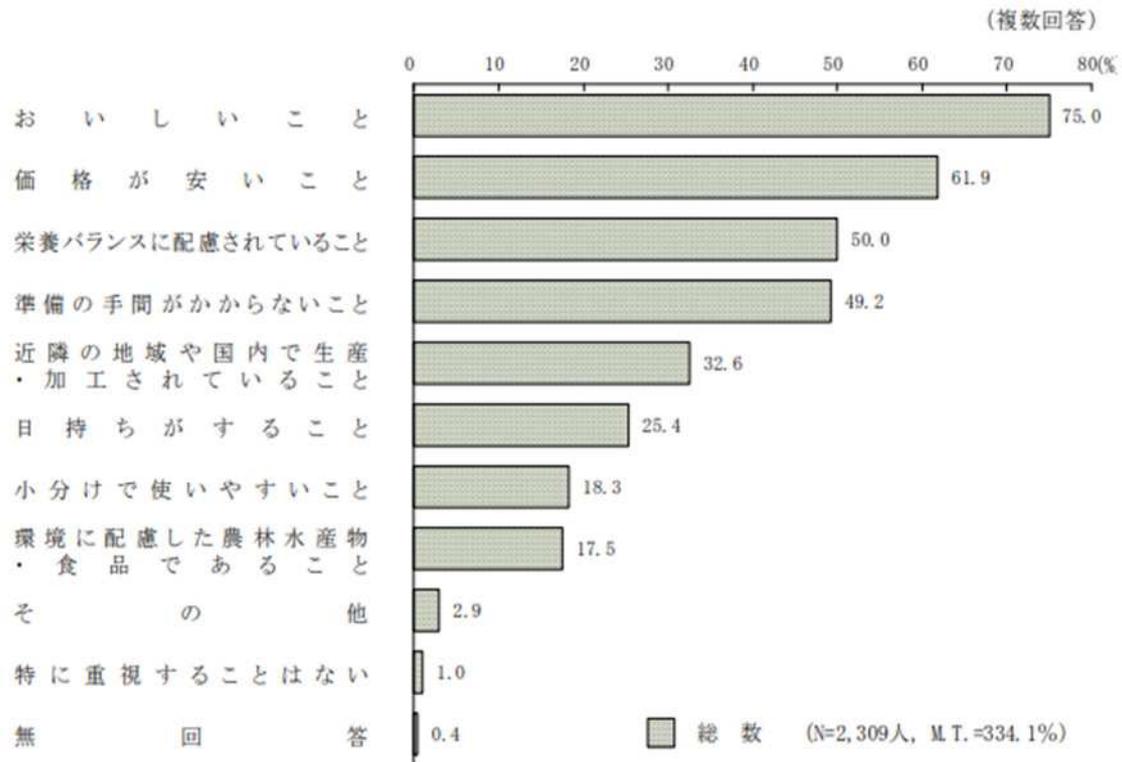
しかしながら、それだけでは十分でない状況へと時代は変化しています。近年の異常気象による自然災害の頻発や農業の危機、国際情勢の不安定化などにより私たちの食を取り巻く状況が年々厳しさを増しています。このような中にあり、私たちはこれまで以上に広く食育を学び、賢く食を選び取っていく必要があります。

食育を推進することは、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わっている人々への理解、そして感謝の念を深めることでもあり、これらのことを次の世代に引き継いでいかなければなりません。農林水産省は、第4次食育推進基本計画に重点事項として「持続可能な食を支える食育の推進」を掲げました。



問9 あなたは、ふだん食品や料理を選択する際に何を重視していますか。(M.A.)

図2-9 食品や料理を選択する際に重視すること

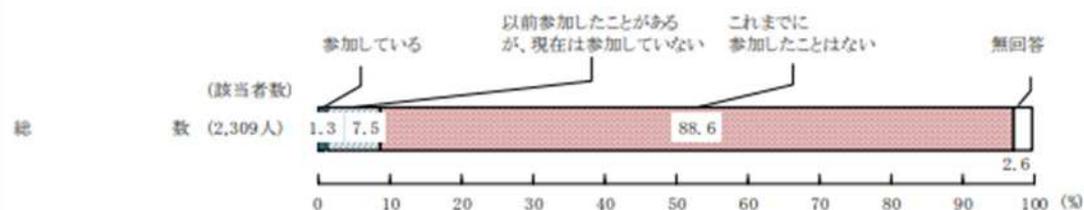


あなたはこれまでに持った農林水産業との接点として、あてはまるものを以下からすべてお答えください。

	2023年度 (n=4000)	2022年度 (n=4000)	2021年度 (n=4000)
近所に田畑がある(あった)	26.7	30.3	32.9
野菜の収穫や果物狩りをした	25.1	28.3	30.1
自然が豊かな環境で育った	21.0	23.4	23.2
田植えや稲刈りをした	14.9	16.7	18.4
土に触れる機会が多い(多かった)	14.1	16.1	15.8
田舎の祖父母や親せきの家に行った	13.3	15.3	15.7
親せきが農林水産業を営んでいる(営んでいた)	10.4	10.5	11.6
祖父母が農林水産業を営んでいる(営んでいた)	9.6	9.7	10.3
知人や近所の知り合いが農林水産業を営んでいる(営んでいた)	9.3	11.1	10.8
親が農林水産業を営んでいる(営んでいた)	6.8	6.8	7.6
貸し農園等を活用し、農作物を作っている(作っていた)	5.4	-	-
その他の農林水産業の体験をした	3.5	4.5	4.9
その他	0.5	0.9	1.0
農林水産業との接点をあまり持ったことはない	45.5	43.6	39.1

問 16 あなたは、食育の推進に関わるボランティア活動に参加したことがありますか。

図 6-1 食育の推進に関わるボランティア活動の参加

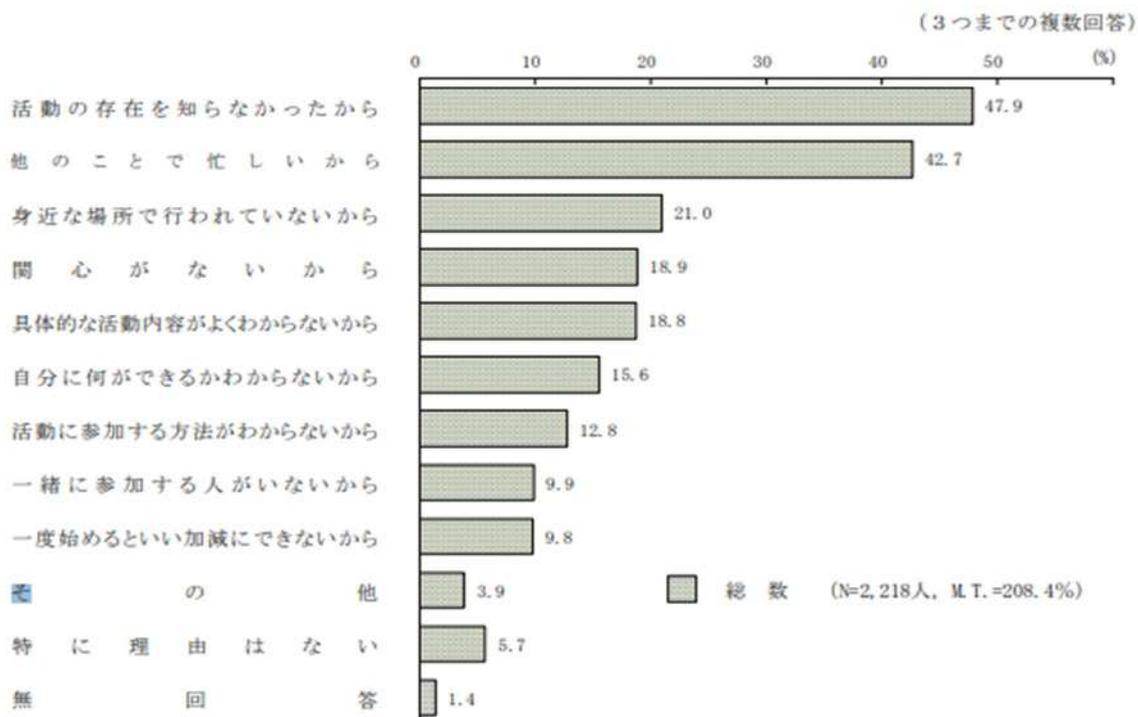


※「食育の推進に関わるボランティア活動」とは、こどもに対する食育活動（こども食堂の運営を含む）、生活習慣病の予防など健康づくりのための活動（料理教室の活動を含む）、郷土料理などの食文化継承活動、食品の安全性など適切な食品選択のための活動、食品廃棄や食品リサイクルに関する活動（フードバンク活動を含む）、農林漁業などに関する体験活動、食育に関する国際交流活動を含みます。

【問 16 で「2 以前参加したことがあるが、現在は参加していない」「3 これまでに参加したことはない」と答えた方に】

問 16-1 あなたが、現在、食育の推進に関わるボランティア活動に参加していない理由は何ですか。この中から 3 つまであげてください。(3M. A.)

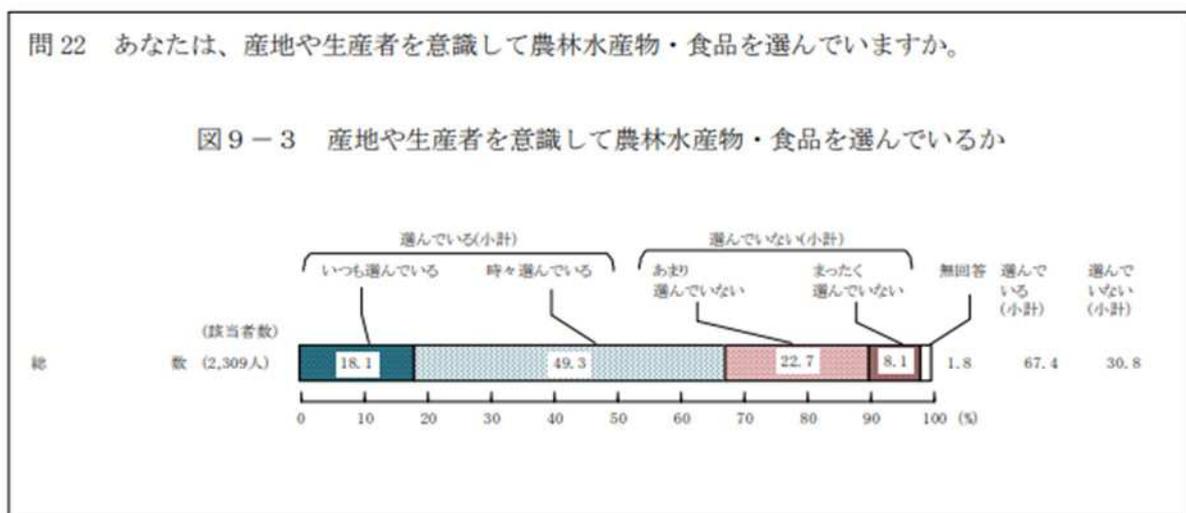
図 6-2 食育の推進に関わるボランティア活動に参加していない理由



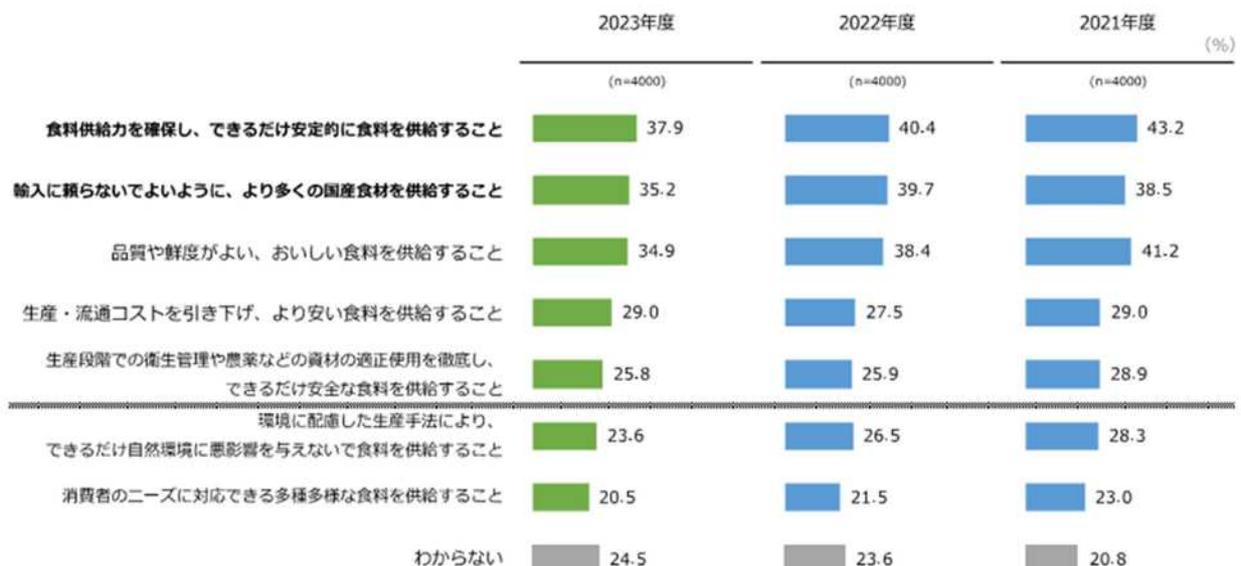
## 2 地産地消による地域農業への支援

持続可能な食を追求するには、農業の持続可能性が必須要件です。農業問題は、農業者の問題ではなく国民全体の問題です。現在、農業者の高齢化が急激に進んでおり、平均年齢は68.4歳とされています。農林水産省によると、このまま進めば20年後には現在の4分の1の人口になるとされ、深刻な担い手不足に陥っています。

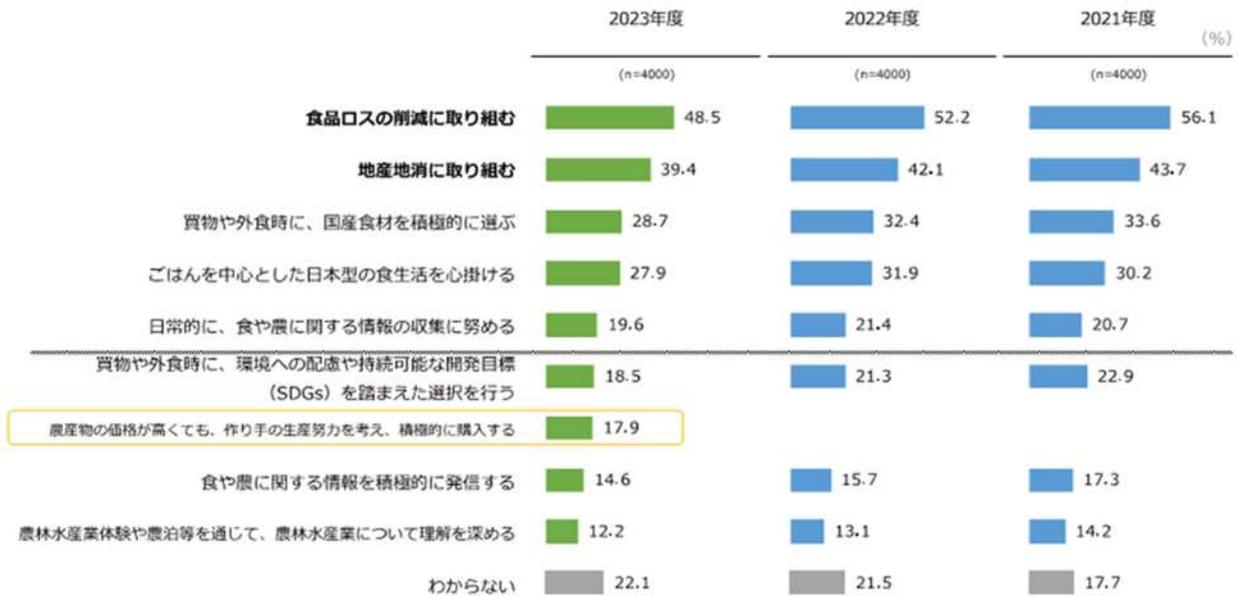
このような重大な局面を迎えている今こそ、消費者は食料システムにおける役割を認識し、農業への理解を醸成しなければなりません。特に、地域で生産したものを地域で消費する地産地消は、農業者だけでなく農産物の加工や販売を手がける事業者にも経済効果が生まれ、地域活性化につながります。産地や生産者など、まずは消費者の食材への関心を高めることが重要です。



日本の食の未来を確かなものにするために、生産者・食品関連事業者に対して、今後どのようなことを期待しますか。



日本の食の未来を確かなものにするために、消費者のどのような行動が必要だと思いますか。



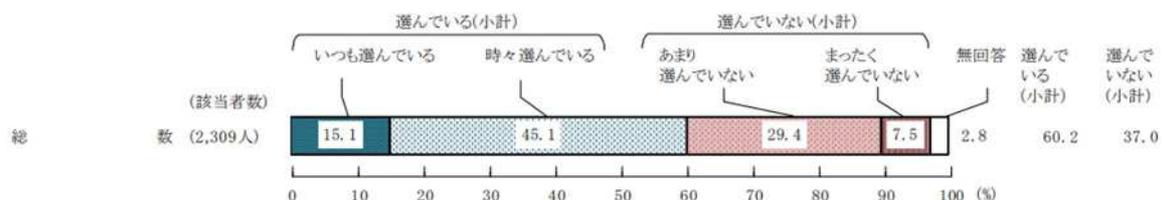
### 3 食を通した環境負荷への配慮

国連食糧農業機関（FAO）によると、世界の温室効果ガス総排出量の約3割は食料システムに由来していると言われています。地球温暖化により激甚化している夏の酷暑や干ばつ、豪雨、洪水などの異常気象による水不足や農作物の不作凶作など、食や農が受けている影響を少しずつでも軽減させるため、生産者や加工、流通、小売業者はもとより、消費者においてもできることから行動を起こさなければなりません。

食を通して農業や環境を守ることは、食の持続可能性だけでなく、社会の持続可能性へもつながっていくため社会全体での取り組みが必要です。

問 21 あなたは、日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいきますか。

図 9-1 環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいるか

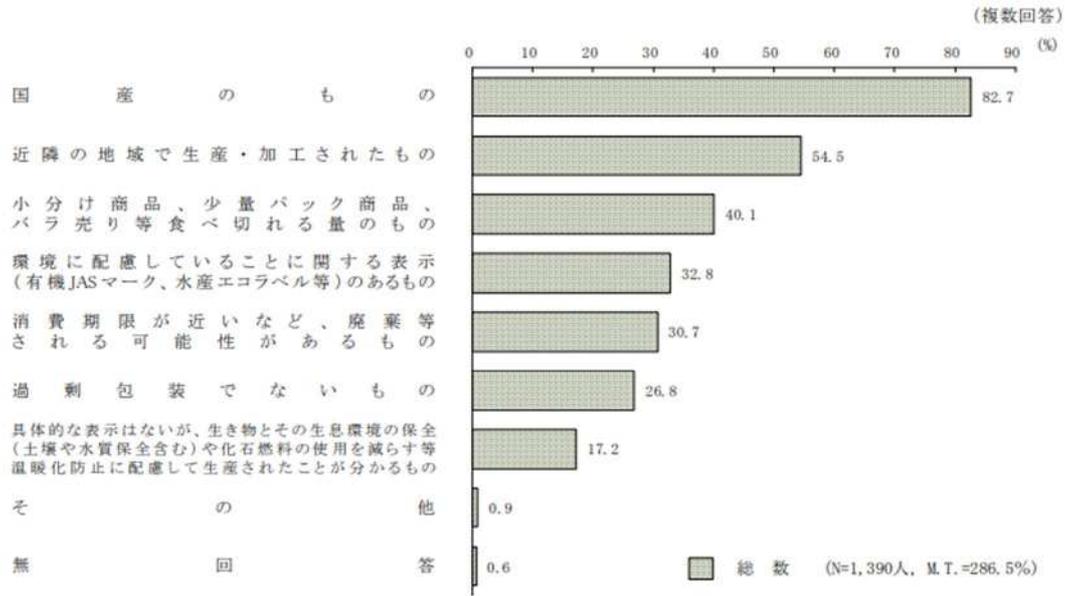


「第4次食育推進基本計画」の目標  
 ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合  
 目標値(令和7年度): 75%以上

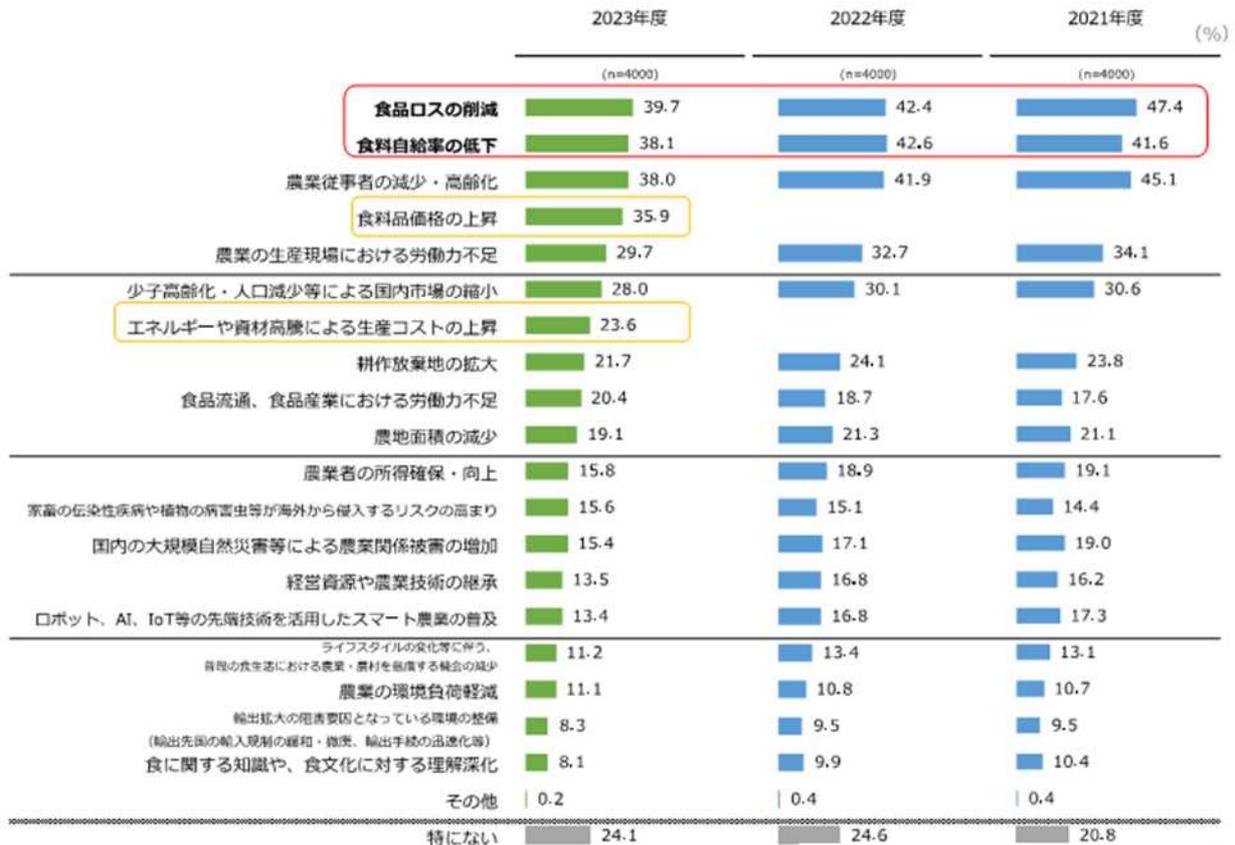
【問21で「1 いつも選んでいる」、「2 時々選んでいる」と答えた方に】

問21-1 あなたは、どのような環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいますか。(M.A.)

図9-2 選んでいる環境に配慮した農林水産物・食品



現在の日本の農業の課題として、あなたが知っているものを以下からすべてお答えください。



資料：出典元 農林水産省

## 2 越前市の取組み

本市では平成17年度に策定された国の食育推進基本計画を受け、食育と地産地消の推進を目的に「越前市食育推進計画（平成18年度～23年度）」及び「食育実践プログラム（第1期平成18年度～20年度、第2期平成21年度～23年度）」を策定しました。その後、平成22年3月に策定した本ビジョンに基づき食育活動を展開しています。

### 1 様々な食育の推進

これまでの食育の取組みとしては、公民館や公共施設における子どもや親子、男性、高齢者などを対象とした食の体験や料理教室、食生活改善推進員による減塩・野菜の摂取量を増やすなどの生活習慣病の予防や伝承料理の普及など、市全域であらゆる世代を対象とした食育活動を実施しています。



また、多様な食に関するイベントを通じて、地域の関係者や学生、JA、県などの関係機関や市民団体と連携し、食や農の大切さについての啓発と普及を図る活動も行っています。

小中学校では、米づくりを中心とした農業体験や調理体験などを実施し、子どもたちの食を大切に思う気持ちと地域の生産者に対する感謝の心を育てています。



特に、学校給食においては、年間を通じて市産特別栽培米のコシヒカリを全小中学校に提供するほか、新米の時期には無農薬・無化学肥料米の「コウノトリ呼び戻す農法米」を提供し、環境や生物多様性を学ぶ機会にもしています。

あわせて旬菜.com（しゅんさいドットコム）の野菜を給食に利用し、地産地消を進めています。旬菜.comは、南越地区で生産された野菜や果樹などの農産物を集出荷し、地域の青果店を通じて各学校へ給食用食材の納品を行っています。

このように、積極的な市産及び県産農産物を使った献立の採用やそれらを使った郷土料理の周知など、食文化の継承につながる取組みも行っています。



公私立保育園、認定こども園においては、園児及び保護者に対する食育として、食事のマナー、野菜の栽培、クッキング、食文化継承などの体験、離乳食教室などを実施するとともに、給食だよりの発行を通じて食に関する情報の提供を行っています。また、公立保育園、認定こども園の給食では、毎年11月に本市の地場産農産物の利用率で市産30%、県産40%を目標に積極的に地場産農産物を利用しています。



## 2 消費拡大に向けた取組み

一方、市内の流通・小売については、農産物直売所が地場産農産物を入手しやすく、地域の人々との交流をはじめ生産者と消費者をつなぐ場としての役割を担っています。また、スーパーマーケットや道の駅などで地場産農産物やその加工品の売り場が設けられ、米をはじめとした有機農産物も増えてきています。

さらに、市では、人や環境にやさしい食をコンセプトに、里山生態系の頂点に立つコウノトリをシンボルとした「コウノトリブランド」を立ち上げ、有機農産物などの6次化商品の販路拡大を進めています。



特に、オーガニック商品については、食や環境に意識の高い層が多く在住する特定の地域において市場調査や試験販売などを行い販路につなげています。

市では引き続き、消費者に加え加工や流通、販売部門においても地産地消推進の機運を高め、食に関する意識向上を図る取組みを行っていきます。



### 3 基本的施策

#### 1 食育の推進

食を取り巻く状況はかつてないほど厳しさを増していますが、食育の意義は広くテーマも健康、教育、文化など多岐に渡ります。また、SDGsの観点からも、持続可能な食を目指し市民の食に対する意識改革が必要です。国や県、企業、団体、地域、市民ボランティアなどと連携し、広い視野を持ち実践的な食育を進めていきます。

##### (1) 教育・保育を通じた食育の推進

幼少期から食えることや食材の大切さ、感謝の心を学び、生涯にわたり安全安心な食を選択できる力を育むことにより特に子どもの「食の自立」を促します。また、給食などを通じて、子どもや保護者に対し、食に関する知識と意識の向上を図ります。

##### (2) 家庭や地域における食育の推進

単身世帯、夫婦のみの世帯など少数世帯の増加や高齢化が進む中、孤食が増える傾向にあります。家庭や地域においても、誰かと一緒に食べる機会を増やすことや1日3食、主食・主菜・副菜のそろったバランスの良い食事をする、また、よく噛んで食えることなど、生活習慣病の予防や心身の健康につながる食育を行います。

##### (3) 農業体験等を通じた食育の推進

地域や学校などにおいて積極的に食育体験や農業体験を行い、自然の恵みによって食糧が作られていることや、食が農業者だけでなく様々な人に支えられていることを学ぶ機会を作ります。特に、幼少期の土や作物、生きものなど自然そのものに触れる体験は、食への意識や知識を高めることにつながります。

##### (4) 多様な食文化に対応する食育の推進

日本の主食であるごはん食などの和食文化を尊重する一方、外国人市民と日本人市民、双方の食に関する理解を深め、異なる食文化を持つ市民に対しても食育の推進を図ります。また、様々な食文化、食習慣に対応した多様で豊かな食を提供できる体制づくりに努めます。

#### 2 地産地消による地域農業への支援

地産地消は、地域で生産された農作物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者をつなぎ「顔が見え、話ができる」関係にする取り組みです。また、食と農の距離を縮める有効な手段であり、消費者が求める地場産農産物を積極的に地域内で生産する地産地消の取り組みを推進します。

(1) 学校給食等へ地場産農産物の供給推進

地域で収穫された米や旬の野菜などを生きた教材として給食の食材に活用するため、地場産農産物を供給する農業者を支援し給食への供給を拡大します。また、県の認証を受ける特別栽培農産物の使用を推進し、コウノトリ呼び戻す農法米のほか有機農産物の導入に努めます。

(2) 消費者による地場産農産物の利用促進

地場産農産物を使うことは食材が新鮮であるだけでなく、旬を迎えた地域の食材や生産者を身近に感じる機会となります。さらには、地域経済と農業者を応援することにつながるため、積極的に周知啓発を行い消費者が持つ意識の変化を促します。

(3) 卸売業や小売業者等による地場産農産物取扱の促進

市内の卸売業者や小売店などにおいて、地産地消のPRや更なる地場産農産物の取り扱いを進め販売促進につなげます。また、市内飲食店などにおいても地場産食材の利用率を高め、市内における地場産農産物の流通や消費量の増加を図ります。

3 食を通じた環境負荷への配慮

近年の自然災害や農作物の高温障害は地球温暖化によるものと言われており、すべての人が食を通してできることから温暖化を防止するための行動を起こす必要があります。今こそ食が及ぼす環境への影響を認識し、まずは消費者が環境への負荷を意識した食の選択に努めなければなりません。

(1) 食品ロスの削減

食品ロスを防ぐには、残食を避けるほか食品を買い過ぎないことや使い切ることに加え、賞味期限が過ぎているものの扱いなど食に関わる知識を必要とします。食品ロスについて注意喚起を行うとともに生ごみの水切りやコンポストによる堆肥化、不要となった食品のフードドライブなどを推進します。

(2) フードマイレージの削減

外国から食料品を輸入すると輸送燃料などにより二酸化炭素の排出量が増えるため、環境への負荷が増大します。食料の重さに輸送距離をかけた値であるフードマイレージを下げる必要があります。地産地消が困難な場合も、可能な限り国産食品を使うことの大切さについて周知啓発を行います。

(3) 有機農産物とその加工品の利用促進

有機農業が、より安全で身体に負担のない食材を求める人々への対応に加え、温室効果ガス削減や生物の多様性確保に寄与することを消費者に啓発するとともに、消費者に対する「みえるらべる」などの普及に努めます。また、有機農産物の付加価値を更に高

めるため、ウェブサイトやパッケージ開発などによるPR、市内外における販売拠点の確保について支援します。

## 4 主な事業

### 1 食育の推進

番号	具体的施策	施策の内容
1	教育・保育を通じた食育の推進	<p><b>【教育振興課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校において、稲作や農産物の栽培体験、また調理体験などの食育活動を実施。</li> </ul> <p><b>【こども未来課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳以上児を中心に、保育園や認定こども園などにおいてクッキングを開催。</li> <li>・和食の日に献立を紹介することで、和食の大切さを伝える。</li> <li>・市内の全公立保育園及び認定こども園において、夏野菜を中心に自園で栽培し、収穫後、給食で提供。</li> </ul> <p><b>【健康増進課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関するチラシを作成し、食育月間(6月)に市内保育園・認定こども園、幼稚園、小学校において配布。</li> <li>※ポルトガル語版も作成</li> </ul> <p><b>【こども未来課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの嗜好調査を実施し、調査結果を開示。</li> <li>・給食のレシピを保護者に提供し、子どもと調理する際のポイントを掲載した「食育だより」を発行。</li> <li>・保育園や認定こども園の玄関スペースにおいて、毎日の給食や収穫野菜を展示。あわせて、子どもたちの食育活動の様子も掲示し、園児の送迎に来た保護者に対して食に関する情報を提供。</li> </ul> <p><b>【教育振興課】</b></p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・食に関するアンケート調査集計結果(県調査)などを参考に、毎月の献立表や給食だよりにおいて、給食を通し、食に関する情報や食の大切さを発信。</li> <li>・YouTube などの動画を活用し、市学校調理員による「おうちでかんたん！学校給食レシピ」を発信。</li> </ul>
2	家庭や地域における食育の推進	<p><b>【生涯学習・芸術文化課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区公民館において、伝承料理や親子料理教室の開催、そば打ち体験などを実施。</li> <li>・地元の食材を活用し、地産地消に努めるよう啓発。</li> </ul> <p><b>【市民協働課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区自治振興会において、地域の農産物など地域資源を活用した食育活動を実施。</li> <li>・文化祭など地域の行事において、市民団体やボランティアなどによる食育を啓発。</li> </ul> <p><b>【健康増進課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離乳食教室において、乳児の食に関する栄養指導を実施。</li> <li>・幼児健診時の健康相談において、幼児期の食の大切さを啓発。</li> <li>・食生活改善推進員会による「食事バランスガイド」を活用した事業を実施し、生活習慣病予防、正しい食習慣について啓発。</li> <li>・食生活改善推進員会による、子どもから高齢者までライフステージに応じた、正しい食習慣の啓発。</li> <li>・食生活改善推進員会による、日本型食生活や伝承料理の普及啓発。</li> <li>・仁愛大学と連携し、十分な野菜摂取量の啓発など健康づくり計画に基づいた食育の推進。</li> </ul>
3	農業体験等を通じた食育の推進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もやいの郷・農楽園において、端午まつりや瑞貴まつり、ほんこさま料理を楽しむ会など、農村の食文化に関わる体験活動を実施。</li> </ul>

		<p><b>【生涯学習・芸術文化課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区公民館の「放課後子ども教室」において、地域の特色を活かした農業体験を実施。</li> </ul> <p><b>【環境政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコビレッジ交流センターにおいて、稲作体験や里山の食材などを使った環境保全体験を実施。</li> </ul>
4	多様な食文化に対応する食育の推進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生を対象に、日野川に生息するアユを取り巻く環境を学び、食文化を継承するための食育を実施。</li> <li>・市内飲食店に対し、ビーガンやベジタリアン向けのメニュー提供を依頼、該当店のPRを実施。</li> </ul>

## 2 地産地消による地域農業への支援

番号	具体的施策	施策の内容
1	学校給食等へ地場産農産物の供給推進	<p><b>【教育振興課】【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の給食において、市産の特別栽培米③・④を通年で提供。</li> <li>・食育月間(6月)に一回と和食の日、ふるさとの日に合わせて主に地場産食材のみを使用した地場産給食を実施。</li> <li>・地元の食用菊を使用した献立を学校給食で提供。</li> <li>・コウノトリ呼び戻す農法米を小中学校で提供。</li> <li>・小学生を対象に、地場産食材の食育体験のため日野川のアユを提供。</li> </ul> <p><b>【こども未来課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立認定こども園や保育園において、地元農産物の使用量調査を実施。</li> </ul>
2	消費者による地場産農産物の利用促進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市産農産物及びその加工品の付加価値を上げるため、商品パッケージやウェブサイトなど広告物の制作を支援。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の道の駅にコウノトリブランド商品を扱う特設の売り場を設置し、来店した地元消費者や市外からの来訪者へPR。 あわせて県外への販路を開拓するため、市ホームページやSNSを活用し、効果的にコウノトリブランド商品をアピール。</li> </ul>
3	卸売業や小売業者等による地場産農産物取扱の促進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の農産物直売所において、市産の農産物やその加工品の取扱いを推進。</li> </ul>

### 3 食を通じた環境負荷への配慮

番号	具体的施策	施策の内容
1	食品ロスの削減	<p><b>【環境政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャレンジ30運動として、イベントなどにおいて「おいしいえちぜん 食べきり運動」を啓発。</li> <li>・啓発チラシやグッズを提供し、保育園や認定こども園などでの啓発活動を支援。</li> <li>・市やJA越前たけふ、福井県民生協、市社会福祉協議会などの広報紙、ホームページにより食品ロスの削減やフードドライブを啓発。</li> </ul> <p><b>【窓口サービス課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エシカル消費に関する講演会や出前講座を実施。</li> </ul>
2	フードマイレージの削減	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページなどによりフードマイレージの削減について啓発。</li> </ul>
3	有機農産物やその加工品の利用促進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農産物の利用促進につながる講演などを実施。</li> </ul>

## 5 数値目標

指標名	単位	基準値 (R 6)	目標値	指標選択理由
			(R 1 1)	
和食の日など学校給食で特に設けた食育活動の回数(1月当たり) ※1	回/校	1. 6	3	学齢期の子どもを対象とした食育の推進を目指す
学校給食における地場産農産物(県内)の食材使用率	%/年度	3 0	4 5	学校給食での地産地消の成果を示す
家庭ごみ排出量(1人1日当たり)	g/ 人・日	5 5 2	5 4 5	CO2削減成果を示す
県認証特別栽培農産物①を含む有機農産物の販売額(市外産も含む) ※2	千円/年度	3 9, 9 1 5	4 3, 9 0 6	有機農産物に対する消費者の理解を示す

※1 和食、地産地消、郷土料理、多文化理解などの推進を目的とする学校給食を通じた食育

※2 みどり館、ハーツたけふ、ファーム広瀬販売額の合計額

## 第2章 たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現

### 1 現状と課題

#### 1 食料の安定供給

世界人口の急激な増加や温暖化による気候変動などにより、農業を取り巻く状況は厳しさを増し、世界でも食料供給をめぐる状況が深刻化しています。このことは私たちの暮らしにも影響を与え、資材や穀物価格などの物価高の長期化、また、これまでのような輸入に依存する食料の確保が困難になる恐れが生じています。そのため農地のさらなる集積・集約や規模拡大を目指し、収量の向上と安定供給を図る必要があります。

#### ○ 担い手の農地利用集積面積・集積率の推移

担い手への農地利用集積は、農地バンクを創設した2014年以降、加速化し、2022年度の集積率は59.5%となった。他方、担い手の経営耕地は分散しており、集約化はまだ途上にある。



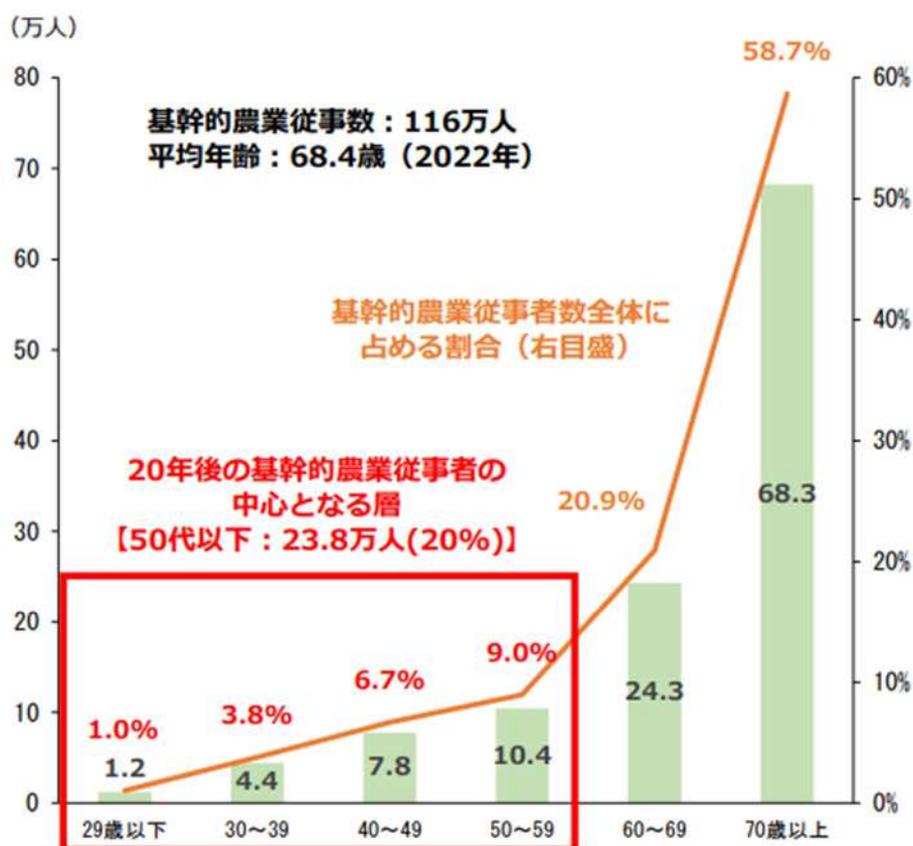
資料：農林水産省調べ

注：担い手の農地利用集積面積とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想の水準到達者、集落営農経営が所有権・利用権・特定農作業受託により経営する面積

## 2 農業人材の確保

農業者の急激な高齢化が進んでおり、農林水産省の試算では、今後5年間で農業を支えてきた層が一気に減少するとの結果が出ています。また、国際情勢などにより資材費などが高止まりしているにもかかわらず、農産物の販売価格に転嫁されず、農業者の収益が上がらない状態が続いています。もはや担い手だけで農地を守り営農を継続していくことは困難な状況であり、働き方や雇用形態にこだわらず、多様な農業者、農業経営体を増やし農業人材を確保していくことが重要です。

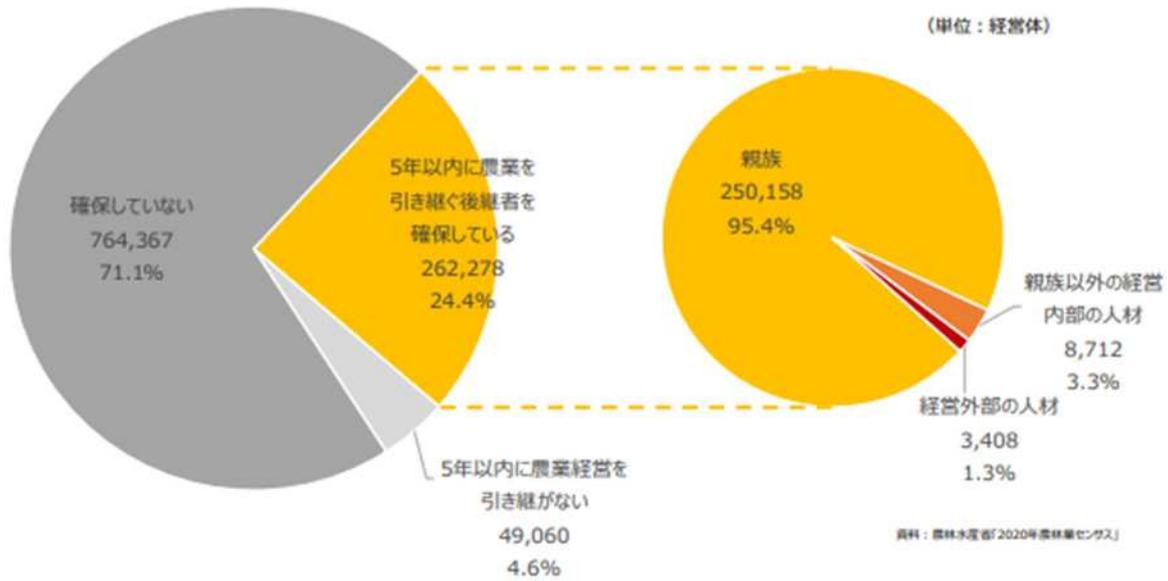
### ○基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

### 5年以内の後継者の確保状況別経営体数



### 3 農業の効率化

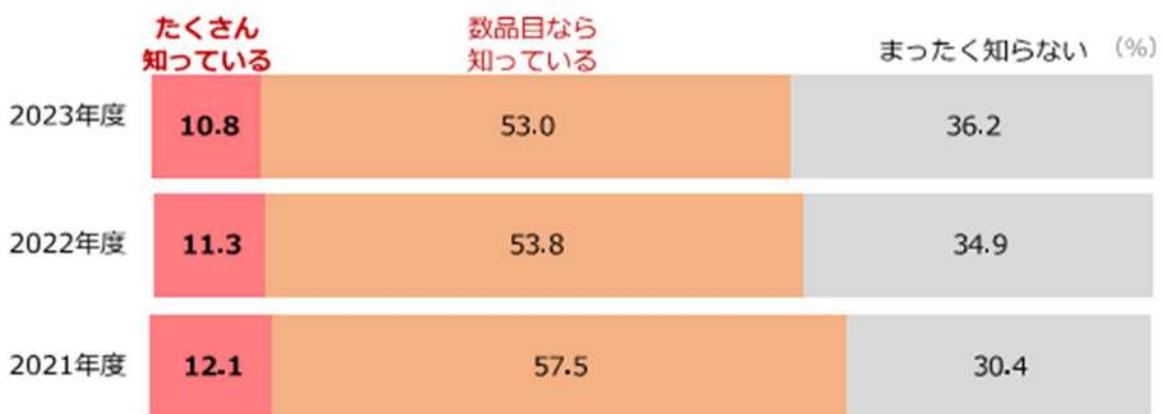
高齢化などによる担い手不足により、将来的には今より圧倒的に少ない人員、人材で農地を維持する必要があります。そのため更なる生産性の向上や効率化を目指したスマート技術の導入が求められていますが、スマート農機は非常に高額である場合が多く初期投資の点において課題があります。また、機械操作などを行う人材も不足しているため関係機関との連携が不可欠であり、実施するためのほ場整備を併せて行うことでスマート農業を進めやすくすることも必要です。



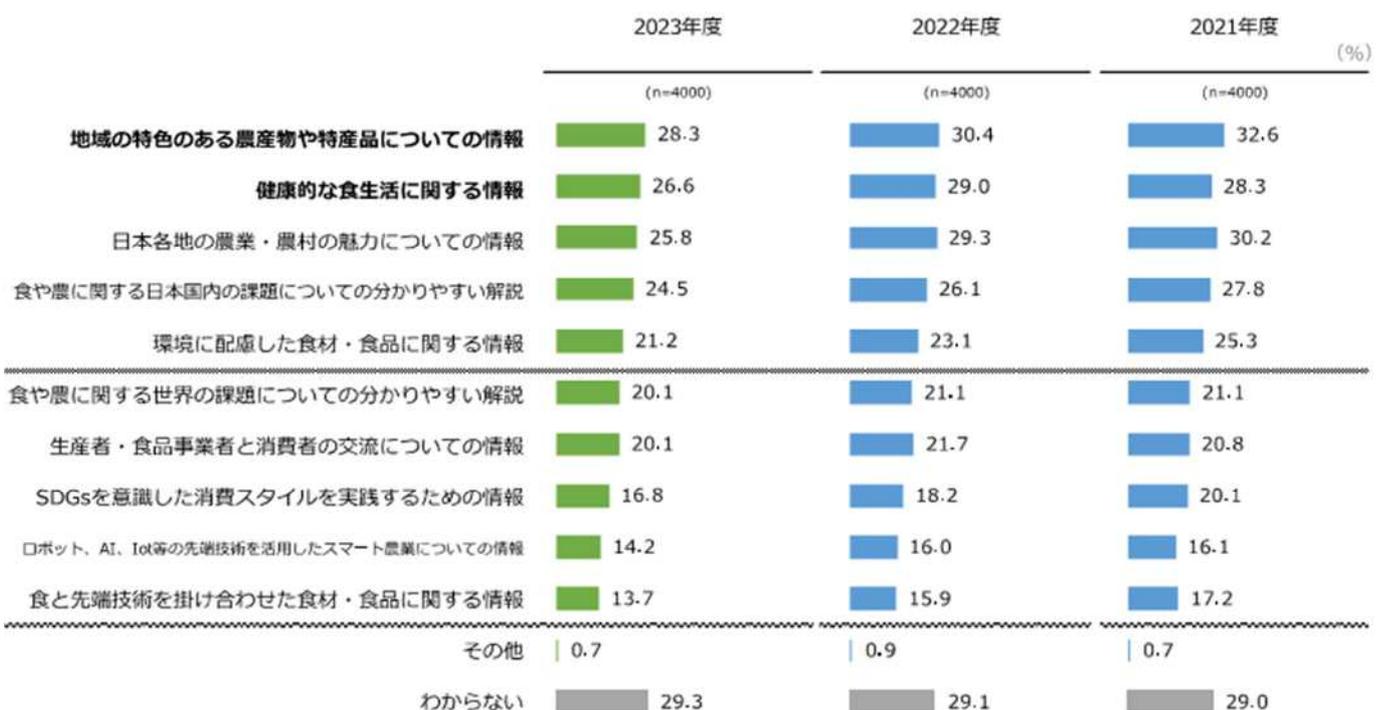
#### 4 農産物の高付加価値化

一定程度の収益性が確保されなければ、農業を存続させることはできません。特に、中山間地域の農業者や小規模農家においては多収量が見込めないため、環境負荷や安全性など食の質に対する関心が高まっている潮流を受け、農産物の付加価値を高めることが有効です。歴史や背景、地域性のアピールや環境に配慮した農産物であることを商品に反映しわかりやすく表示するなど、生産者側の消費者を意識した販売が必要です。

あなたは、ご自身がお住まいの都道府県あるいは市町村で作られている農産物や特産品を知っていますか。



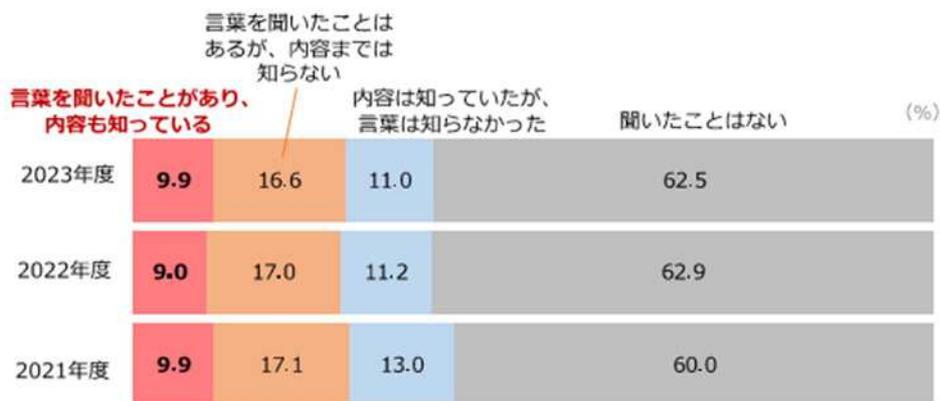
あなたは、どのような情報があれば、農業・農村をより身近に感じることができると思いますか。



## 5 農地の有効利用

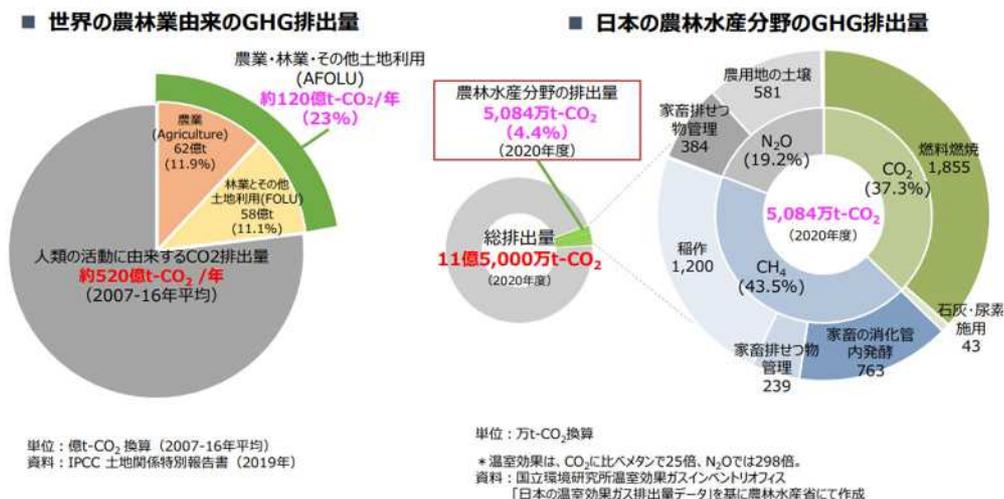
農業者の高齢化や労働力不足により農地の減少や耕作放棄地の発生が進み、農用地区域内の農地面積が減少しています。また、人だけでなく農地も守らなければ、農産物の生産量は減っていきます。農地には治水や環境維持といった多面的な機能も有しているため、「地域計画」に基づいた担い手への農地集積・集約や作目の工夫などにより地域における農地の維持保全に努める必要があります。

あなたは、この「農業・農村の多面的機能」という言葉を知っていましたか。



## 6 農業における環境負荷低減

農業は気候変動の影響を受けていると同時に、水田からのメタンガスや化学肥料の投入などにより環境に影響を及ぼす側面も持っています。国はみどりの食料システム戦略に基づき、環境負荷の少ない有機農業の推進という方向性を示すとともに、慣行農業に対してもメタンガスの削減量をクレジット化するJ-クレジット制度などの活用を進めています。しかしながら有機農業は、収量が低下する、高い栽培技術を要する、手間がかかるなど課題が多いためその対策を講じる必要があります。



資料：出典元 農林水産省

## 2 越前市の取組み

本市は、耕地面積の7割近くが水稲の作付地帯で、コシヒカリを中心に良質米の生産地としての地位を確立してきました。平成19年度以降、県やJA越前たけふと連携し環境調和型農業を推進してきた結果、本市は耕地面積が県の1割程度でありながら、現在も特別栽培米の取組面積は県全体の3割以上を占めています。これを強みとして、付加価値を更に高めた有機栽培による農業を進め、農業者所得や産地としての認知度向上に努めていきます。

### 1 有機農業の推進

本市は、令和3年に国が策定した「みどりの食料システム戦略」により、市総合計画でも「有機農業拡大プロジェクト」を掲げ、日本有数の有機産地を目指し有機農業を推進しています。この取組みは、主にコウノトリ呼び戻す農法部会と農事法人組合ファーム広瀬が中核となり推進されています。

特に、JA越前たけふが有機栽培米について事前買取価格を提示するインセンティブ制度の創設や除草機を購入し、有機栽培取組農家に貸し出す制度を開始したことから、コウノトリ呼び戻す農法部会は、令和4年度に約15haであった取組面積が令和5年度は約30ha、令和6年度53haと大幅な拡大をもたらしました。

市では、約100haの経営面積をほぼ全て有機JAS認証を得て有機栽培を行っている農事組合法人ファーム広瀬の栽培技術やノウハウの水平展開を図るべく、大屋ファクト株式会社、株式会社南部農産での実証実験を行いながら、併せて有機米栽培技術のマニュアル化も進めています。

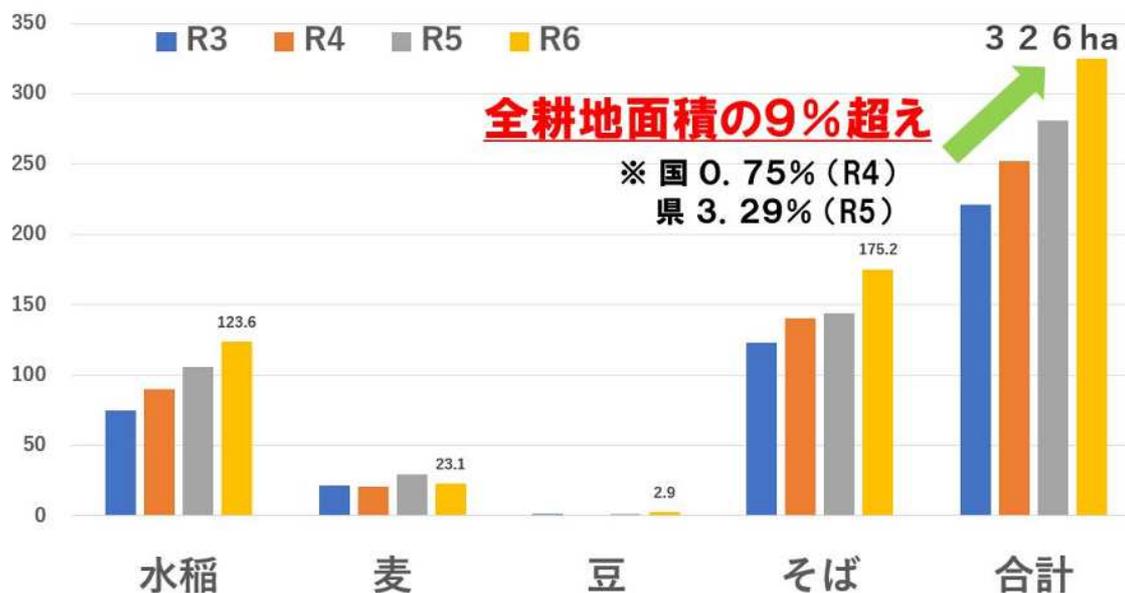




このように本市の有機栽培は規模感とスピード感をもって進められた結果、その面積は令和6年度326ha、全耕地面積に占める割合も9.2%と日本有数の有機産地を形成しています。



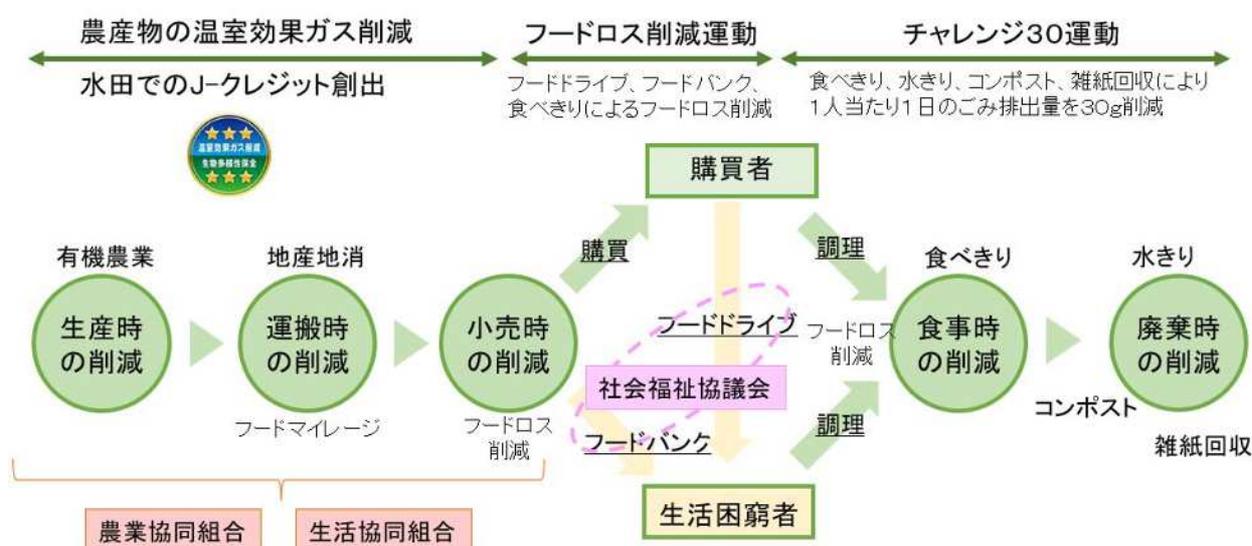
## 有機栽培面積の推移と内訳



また、本市では生産から流通、消費、廃棄（循環）まで市内で完結する「オーガニック都市」を県内で初めて宣言し、このことを契機に内外から注目を集めています。



このサイクルを市全域でも進めるため、まずは生産現場と加工、流通小売業者の関係事業者である（農協）越前たけふ農業協同組合、（生協）福井県民生活協同組合丹南地区、（社協）越前市社会福祉協議会の三協と市が連携協定を締結し、推進体制を構築、農林水産省「みえるらべる」の普及や消費者への訴求など取組みを継続的かつ自発的に実施しています。



一方で、農業者の高齢化や担い手不足が懸念されていることから新たに農業参入を促すため、規模感ある有機農業の実践による農家収入の安定、スマート技術を駆使した効率的営農、更に付加価値を高める6次化や販路の開拓も併せて実施しています。

## 2 大麦、そば振興と地産地消

本市は日本有数の六条大麦の産地であることから、武生麺類業生活衛生同業組合（以降、麺類組合）と連携し、大麦を原材料とした新麺「越前六麦麺」を開発、令和5年度に同組合加盟店で初めて販売し好評を得たことから、翌令和6年度には市内の組合加盟店19店舗で販売、2週間で1,000食を売り上げました。

さらに令和6年8月、越前たけふ農業協同組合と麺類組合、生産者と市が連携し「夏そば」の栽培と組合加盟店での販売を行いました。市内の非加盟店も初めて参加、全16店舗で3週間、約12,000食を売り上げました。

このように大麦もそばも市内で広く生産をし、麺に加工、それを多くの市内飲食店で販売するという大規模な地産地消のサイクルが構築されました。今後、大麦、そば畑の景観も含め、広く越前六麦麺や夏そば、越前おろしそば発祥の地を訴求し、内外の需要を喚起していきます。



## 3 中山間地の新たな可能性

市内の民間事業者が、白山地区の丘陵地、約5haの大規模な耕作放棄地を整備し、ワイン醸造用のブドウ栽培を開始しました。当該事業者は令和4年には市内にワイナリーを整備しワイン醸造を開始、令和7年には併設のレストランをオープンさせ、飲食単価を高価格に設定、ブドウ栽培の持続可能性の確保を目指しています。

このことは、条件的には不利な水稻栽培から畑作へ転換し、6次化による高い付加価値の創出まで中山間地農業の新たな可能性を見出した先例ともなっています。

#### 4 有機農業を園芸でも推進

本市ではJA越前たけふの協力のもと、キュウリ、トマト、スイカなどの野菜においてブランド化に成功しており、市場などから高い評価を得ています。

さらなる付加価値と市場評価の向上や高値販売を目指し、野菜栽培においても環境調和型事業を段階的に導入することで段階的に有機野菜の拡大を図っていきます。

県民生協などをはじめ少しずつ店頭に並ぶ有機野菜も増えてきており、市民の需要が徐々に高まってきている一方、有機野菜の栽培講習会にも多くの参加があるなど生産サイドにも機運の高まりが確認できることから、市の補助制度を活用し有機野菜の生産、消費の拡大を目指していきます。



#### 5 畜産業の復興のために

本市の畜産業はかつて県内有数の産地でありましたが、特に豚熱による廃業が相次いだことから急減し、肥育牛1戸、養豚1戸、養鶏3戸の計5戸と危機的な現状です。

畜産農家の経営を脅かす家畜伝染病《口蹄疫（牛、豚）、豚熱（豚）、高病原性鳥インフルエンザ（鶏）、ニューカッスル病（鶏）など》は最大のリスクであるため、継続した支援を行っています。

また、畜産施設から発生する害虫及び悪臭も、畜産農家の経営において重要な課題であることから、継続した支援を実施しています。

一方で、持続可能な農業における畜産の役割は非常に重要であり、飼料用米の活用もその一つです。また、農産物の肥料として欠かせない資源でもあることから、耕畜連携を通じた循環型農業を推進していきます。

### 3 基本的施策

「たくましく自立する農業、有機農業などの環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現」を図るため、次の施策を展開します。

#### 1 食料の安定供給

##### (1) 農産物の収量確保

地球温暖化の影響により農作物などに高温障害などが顕在化しているため、土づくりや水管理などの基本技術に加え、高温環境下での耐性を持つ新たな品種の導入に取り組みます。また、栽培管理技術などを向上させ、農産物の収量を確保します。

##### (2) 水田フル活用の推進

需要に応じた米を生産する一方、麦や大豆、そばなどを作付する2年3作や飼料用米、飼料作物、そばの二期作など、転作作物の作付けを行うことで水田をフルに活用するとともに、農産物の品質・収量を高め収益の増加につなげます。

##### (3) 優良農地の安定確保

農地は食料生産の基盤であるため、優良な農地が転用目的で農用地区域から農振除外、農地転用をされることがないように農業振興地域整備計画に基づき、農用地区域を適正に管理し農地を保全します。

#### 2 農業人材の確保

##### (1) 新たな担い手の確保・育成

地域計画を基本に専門的に農業を営む認定農業者を継続的に育成し、市内の認定農業者で構成される市認定農業者ネットワークの活動を支援します。また、女性や移住者はもとより、高齢者や外国人など実情に合わせ多様な働き方を検討し、新たな担い手を確保していきます。

##### (2) 新規就農者の獲得と育成

県やJAと連携し、新規の就農希望者に対し就農相談や研修を実施するとともに、住居の確保などの条件整備を支援します。また、国や県の助成制度を活用し、就農準備段階から経営開始後に必要な支援を行います。

##### (3) 多様な農業の推進

農地を保全する観点から、地域農業において小規模農業や家族農業は非常に重要な役割を果たしている農業者です。また、環境や技術・品質などにこだわった農業、定年帰農、市民農園、家庭菜園など誰もが生きがいを感じることができる農業を奨励します。

### 3 農業の効率化

#### (1) 農地利用の集約化

効率的な土地利用や低コスト化を図るため、安定的な農業経営を行う担い手への農地の集約化を図る必要があります。あわせて農地中間管理事業の活用や一般財団法人越前たけふ農業公社と連携し、更なる農地の利用集約を図ります。

#### (2) 農業基盤整備の推進

大型農業機械の機能を十分に発揮させることが土地の生産性の向上につながるため、ほ場の区画整形や大区画化、またパイプライン化などにより、農地における基盤整備を推進します。

#### (3) スマート農業の導入推進

農作業の効率化や労力の削減、人手不足の解消、品質向上や収量アップを目指すため、スマート技術を導入し国や県の事業を最大限に活用しながら、各農業者の経営規模や実情に応じた支援を行っていきます。

### 4 農産物の高付加価値化

#### (1) 米、園芸作物のブランド化

本市農業のブランドである米「越前しきぶ姫」や「コウノトリ呼び戻す農法米」のほか、園芸については「しらやま西瓜」、「紅しきぶ」、「緑しきぶ」をはじめとした特産化、ブランド化を継続して推進します。

#### (2) コウノトリをシンボルとした有機農産物・加工品のブランド化

他産地との差別化を図るため、コウノトリをシンボルに農産物のブランド化を進めます。特に、コウノトリ呼び戻す農法米をはじめとする有機農業については、市単独の補助を継続する中で除草対策や収量増加、品質向上に努め、新たに取り組む意欲ある農業者を支援します。

#### (3) 6次産業化と観光との連携による販路拡大

農産物などの6次化を推進することにより付加価値を向上させ、農業者などの所得向上につながります。また、伝統産業などの観光資源と併せ本市の農産物などをPRし、認知度を向上させるとともに消費者に選ばれる販路の開拓を図ります。

#### (4) GAP（農業生産工程管理）認証取得の推進

農業生産各分野の工程を改善するための「GAP」は、各農業者や農業法人の経営改善や作業の効率化、意識改革につながることから、県と連携し指導・研修などを行うことで、GAP認証の取得や実践活動に取り組む農業者を支援します。

## 5 農地の有効利用

### (1) 農地の利用集積

国の目標が8割集積とされているところ、市は7割の集積が完了しています。担い手の集積が進んでいない農地についても、引き続き農地中間管理事業の活用や農作業受託により農用地の集積を図ります。

### (2) 優良農地の保全

宅地造成などが進み優良農地が減少していく中で、土地の利用区分を明確化し適正な管理を行うことで優良農地の保全に努めます。また、農業委員会と連携し、広報活動や違反転用などに係る実態調査を行います。

### (3) 水田の畑作推進

多くが輸入に頼っている大豆や麦などの生産を推進するため、畑地としての利用が有効なほ場については畑地化を進めます。また、国の制度などを活用し生産が安定するまでの一定期間、畑地化に取り組む農業者への支援を行います。

### (4) 条件不利地の有効利用

条件不利地の利用は、①用途区域内などの住宅密集地にある農地、②中山間地などの狭小などで水稻栽培も難しい農地、③農地の地盤が深く機械乗り入れや水確保が難しい農地、など実状に応じた対策を講じる必要があります。用途としては、野菜や花き栽培などの家庭菜園、花木栽培、またはビオトープなどが挙げられます。

## 6 農業における環境負荷低減

### (1) 有機農業・環境調和型農業の推進

有機JAS認証や県の認証である特別栽培農産物を推進するとともに、県やJA越前たけふと連携し技術の向上と普及を図ります。特に、水稻については有機JAS認証や県特裁認証区分①への支援拡充、更に園芸作物についての補助を開始し、特別栽培農産物から有機農産物の生産へとつなげます。

### (2) 水田由来のメタンガス削減

水を張った状態の水田土壌からメタンガスが発生するため、栽培期間中に田んぼを乾かす作業（中干）の期間を延長することによりメタンガスの発生を抑えます。このことを利用したJ-クレジット制度を活用し、温室効果ガスの削減を進めます。

### (3) 認証マーク等による消費者への訴求

生産者の温室効果ガス削減や生物多様性保全の取組みを可視化できる「みえるらべる」などを農産物に貼ることで生産現場における環境負荷低減についてアピールします。また、生産者にこの取組みを広めるとともに、消費者に周知啓発し購入を促します。

#### (4) コウノトリと共生する農業の推進

本市では、平成21年に発足した「コウノトリ呼び戻す農法部会」が、継続して無農薬及び無化学肥料に加え、中干延期や冬期湛水など生態系が守られる方法で米づくりを行ってきました。この取組みが奏功し、本市には平成22年から連続してコウノトリが飛来しています。市では、人や環境にやさしいこの農法を誇りに、次世代につなげるべくこの取組みを推進していきます。

## 4 主な事業

### 1 食料の安定供給

番号	具体的施策	施策の内容
1	農産物の収量確保	<b>【農政課】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・県やJAなどの指導機関と高温対策の協議。</li><li>・有機たい肥での追肥タイミングの研究と実証。</li><li>・有機農業のマニュアル作成と普及。</li><li>・農業指導人材の登用と育成。</li></ul>
2	水田フル活用の推進	<b>【農政課】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・大麦、大豆、そば、飼料用米などの転作支援。</li><li>・夏そばの普及と定着。</li><li>・中山間地や不作付け地などで果樹栽培の研究。</li></ul>
3	優良農地の安定確保	<b>【農政課】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・農地中間管理機構を活用し、農地の耕作確保。</li><li>・地域計画に基づき農業委員などが行う農地集積、集約に向けた地域関係者との協議。</li></ul>

### 2 農業人材の確保

番号	具体的施策	施策の内容
1	新たな担い手(認定農業者・集落営農組織)の確保・育成	<b>【農政課】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・農業委員会、県、JAなどと一体となって多様な働き方を検討し、新たな担い手を確保。</li></ul>

2	新規就農者の獲得と育成	<b>【農政課】</b> ・スマート技術の導入、規模感を持った有機栽培を推進。 ・国や県の新規就農支援制度を活用し、経営開始後に必要な支援を実施。 ※新規就農支援事業 ・新規就農者の農業法人への雇用を仲介。
3	多様な農業の推進	<b>【農政課】</b> ・有機栽培による園芸講座などを開催。 ・県やJAと連携し、果樹栽培の研究と実証実験。 ※中山間総合対策支援事業(農作業受委託促進事業)

### 3 農業の効率化

番号	具体的施策	施策の内容
1	農地の集約化	<b>【農政課】</b> ・地域計画に基づき農業委員などを中心に行う農地集積、集約に向けた地域関係者との協議(再掲) ・農地中間管理機構を活用し、農地を集約。
2	農業基盤整備の推進	<b>【農林整備課】</b> ・各地区の土地改良などを中心にはほ場の大区画化、パイプライン化などの基盤整備を国、県に要望。 ※多面的機能支払交付金の活用(国庫)小規模整備
3	スマート農業の導入推進	<b>【農政課】</b> ・収量コンバイン、自動アシスト田植機、両正条田植機、施肥用ドローン、衛星画像による土壌診断、生育診断のためのアプリ導入を支援。 ・水位計や自動給水機を活用の推進。 ※強い農業づくり支援事業 産地パワーアップ総合対策支援事業 農業生産総合対策条件整備事業

#### 4 農産物の高付加価値化

番号	具体的施策	施策の内容
1	米、園芸作物のブランド化	<b>【農政課】</b> ・しらやま西瓜、紅しきぶ(大玉トマト)、緑しきぶ(キュウリ)、越前しきぶナスなどを広報支援。 ・商品パッケージなどのデザインアップ、ウェブサイト制作や改良費を支援。
2	コウノトリをシンボルとした有機農産物・加工品のブランド化	<b>【農政課】</b> ・「コウノトリ呼び戻す農法米」の販路開拓支援、全国展開している展示会、商談会へ参加出展。 ・温室効果ガス削減及び生物多様性保全の取組みを可視化できる「みえるらべる」の活用を普及啓発。 ・コウノトリをシンボルとした農産物やその加工品についてSNSを活用し発信。 ・富裕層や知識層が多い地域で、マーケティングや試験販売を実施。
3	6次産業化と観光との連携による販路拡大	<b>【農政課】</b> ・大麦活用の六麦麺、越前おろしそば(夏、秋)などの麺を市内外に訴求。 ・市観光部局や観光協会など関係機関、麺類組合などの団体と連携し、メディア対象の試食会や県外のメディアへ出向宣伝。
4	GAP(農業生産工程管理)取得の推進	<b>【農政課】</b> ・県が実施する「GAP」についての研修会を推奨、認証の取得を推進。

#### 5 農地の有効利用

番号	具体的施策	施策の内容
1	農地の利用集積	<b>【農政課】</b> ・地域計画に基づき農業委員などが行う農地集積、集約に向けた地域関係者との協議。 ・農地中間管理機構の活用。

2	優良農地の保全	<b>【農政課】</b> ・土地利用区分の明確化と、適正管理の実施の実施。 ・農業委員会などによる広報活動や違反転用などに係る実態調査を実施。
3	水田の畑作推進	<b>【農政課】</b> ・国の事業を活用し、畑地化に取り組む農業者を支援。 ※畑地化促進事業 ・採用する園芸や果樹に関し、調査・研究と試行的栽培の実施。
4	条件不利地の有効活用	<b>【農政課】</b> ・農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、農業生産活動継続を支援。 ※中山間地域等直接支払交付事業 ※中山間総合対策支援事業(農作業受委託促進事業)

## 6 農業分野における環境負荷低減

番号	具体的施策	施策の内容
1	有機農業・環境調和型農業の推進	<b>【農政課】</b> ・大規模に有機栽培する農業法人のノウハウを水平展開し、有機栽培マニュアルの制作と普及。 ・コウノトリ呼び戻す農法部会の実践農家の獲得。
2	水田由来のメタンガス削減	<b>【農政課】</b> ・水田由来のJ-クレジット制度活用の推進。
3	認証マーク等による消費者への訴求	<b>【農政課】</b> ・生産者の温室効果ガス削減及び生物多様性保全の取組みを可視化できる「みえるらべる」の普及と消費者への周知啓発。

## 5 数値目標

指標名	単位	基準値 (R 6)	目標値	指標選択理由
			(R 1 1)	
全耕地面積における作付面積※1の割合	h a (%) ／年度	2, 8 9 7 (8 0%)	2, 8 0 0 (8 0%)	不作付地の割合を示す
新規就農者数※2	人／年度	1	1	新たな担い手状況を示す
県認証特別栽培農産物①を含む有機栽培農産物の作付面積※3	h a	3 2 6	4 1 7	有機農業の成果を示す
有機JAS認証を含む県認証特別栽培農産物①～④作付面積(コメ)※4	h a	3 6 9	4 7 3	環境負荷の低い農業の成果を示す
有機JAS認証を含む県認証特別栽培農産物①～④作付面積(野菜、果樹)※5	a	1 4 6	1 8 7	環境負荷の低い農業の成果を示す
Jクレジットの取組面積	h a／年度	0	1, 0 0 0	温室効果ガス削減の取組面積を示す

※1 コメ、麦、大豆、そば、新規需要米(飼料用米など)、野菜

※2 新たに青年等就農計画の認定を受けた者のみ対象とし、R7—R11期間内の年度平均値を表す

※3 内訳：コメ123.5ha、そば175.9ha、大豆・麦26.1ha

※4 内訳：有機JAS認証及び特別栽培①123.5ha、②なし、③164.4ha、④81.3ha

※5 内訳：特別栽培①101/a、②なし、③7a、④38a

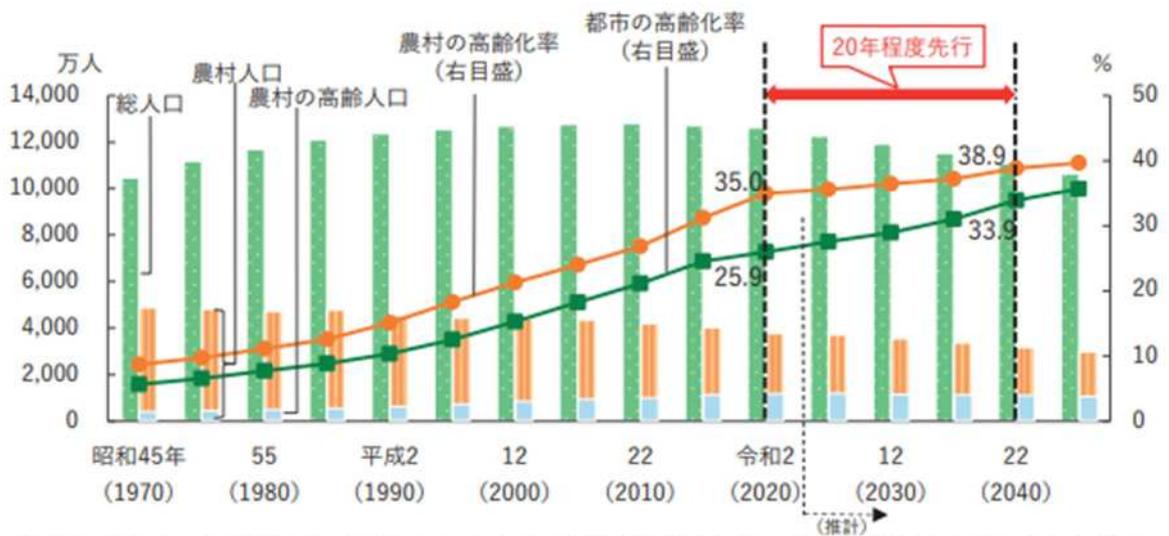
# 第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、 人と人が絆で結ばれた地域社会の実現 ～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

## 1 現状と課題

### 1 農村コミュニティの存続

農業に限らず、日々の暮らしや仕事など社会生活全般にわたる総合的な施策や取組みがなければ、地域のコミュニティを存続させることは困難です。しかしながら、高齢化や人口の減少によりコミュニティが存続の危機に直面している農村は増加傾向にあり、集落単体でのコミュニティの運営は困難になっているのが実状です。このことから、集落の強みである農村資源（農村の食や農、暮らし、風景、生物多様性など）を持たない都市部に訴求し、ヒトやモノを呼び込むことで関係人口の増加につなげることが重要です。

図表 3-1-1 農村・都市部の人口と高齢化率



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に農林水産省作成

注：1) 国勢調査における人口集中地区を都市、それ以外を農村とした。

2) 高齢化率とは、総人口に占める高齢人口(65歳以上の高齢者)の割合

3) 昭和45(1970)～令和2(2020)年は「国勢調査」、令和7(2025)～令和27(2045)年は「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に作成

4) 令和2(2020)年までの高齢化率は、分母から年齢不詳人口を除いて算出

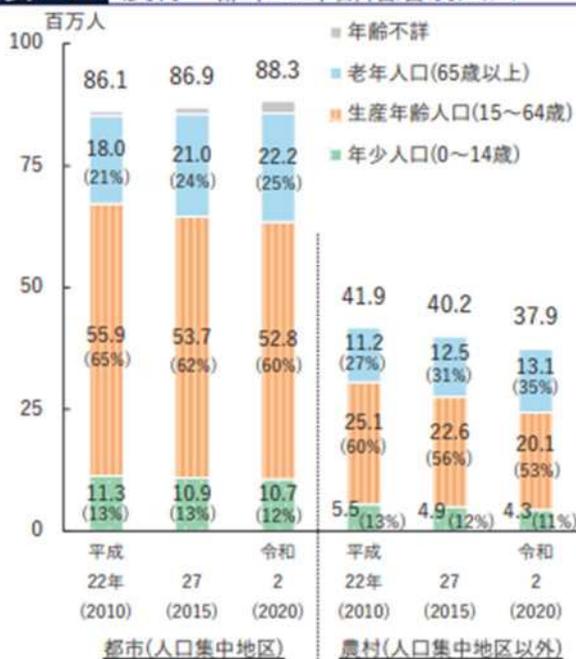
## 2 里地里山の保全再生

地域住民の高齢化と人口の減少により、地域内の住民だけで里地里山の保全や再生が困難な状況になっています。また、世界的な環境の悪化により豊かな生態系や恵まれた自然環境の希少性が以前にも増して向上しているため、自然の豊かさや多様な生態系などを地域の特性として地域外に向かってアピールしていくことはとても意義があります。加えてシビックプライド醸成のため、市民全体への啓発を行い、更に関係機関や団体、企業などと連携することで里地里山を保全していくことが重要です。

## 3 中山間地での農業振興

中山間地域は全耕地面積の約4割を占めており、地域農業において重要な役割を担っていることから、農村と農業は車の両輪の関係にあると言えます。しかしながら、条件不利地が多く、農業者の高齢化や担い手不足も進行しているため、平地以上に耕作放棄地や農業生産基盤の弱体化などが懸念されています。さらに、獣害による被害が深刻化しているため、中山間地域の農業は極めて厳しい状況にあります。地域外からの支援を求めるとともに、農業形態についての見直しを進めることも必要です。

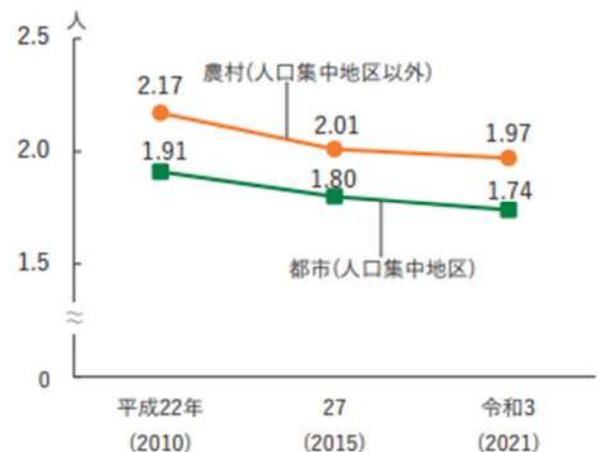
図表4-1-1 農村・都市の年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省作成

注：国勢調査の人口集中地区(DID)を都市、人口集中地区以外を農村としている。

図表4-1-2 農村・都市の平均出生子ども数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」を基に農林水産省作成

注：1) 妻の調査時年齢が45~49歳の初婚同士の夫婦を対象として、出生子ども数不詳を除き、8人以上子どもがいる場合は8人として平均値を算出

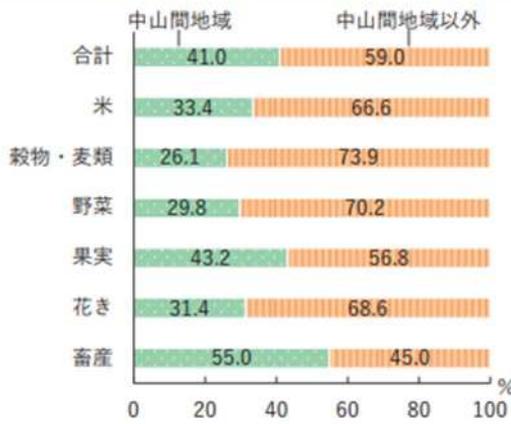
2) 平成22(2010)年及び平成27(2015)年は各年6月1日時点、令和3(2021)年は当年6月30日時点の数値

図表 3-4-4 中山間地域等直接支払制度の協定数及び交付面積



資料：農林水産省作成

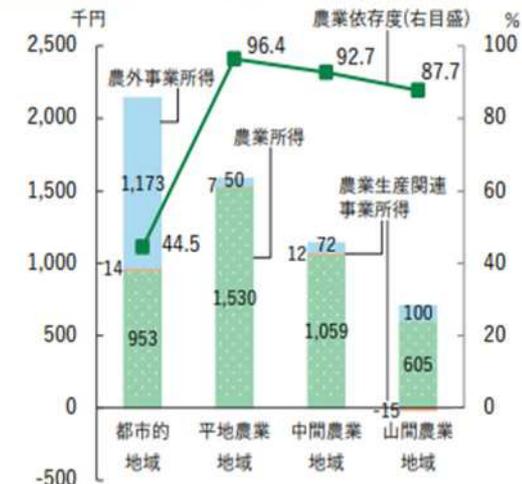
図表3-2-2 農業産出額に占める中山間地域の割合



資料：農林水産省「生産農業所得統計」を基に作成

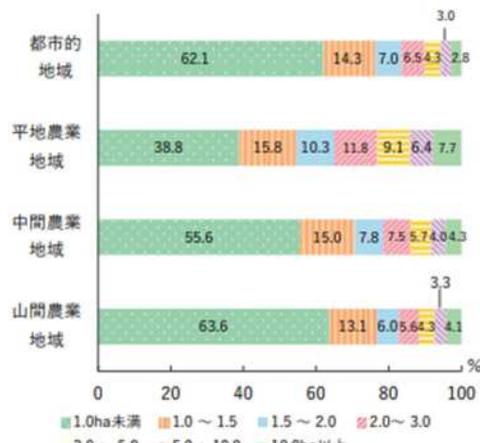
注：1) 中山間地域と全国の内訳については農林水産省による推計  
2) 農業産出額は令和2(2020)年の数値

図表3-2-3 農業地域類型別の農業所得等



資料：農林水産省「農業経営統計調査 令和2年農業類型別経営統計」(個人経営体)

図表 3-3-2 農業地域類型別の経営耕地面積規模別農業経営体数の割合



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成

注：1) 農業地域類型区分は平成29(2017)年12月改定のもの  
2) 「経営耕地なし」の農業経営体を除く。

図表3-3-3 農業地域類型別の1農業経営体当たりの農業経営収支



資料：農林水産省「農業経営統計調査」

注：令和3(2021)年の個人経営体の数値

資料：出典元 農林水産省

## 2 越前市の取組み

本市の主に農村地域においては、先人から受け継いだ農地や環境を守るため、地域特性や資源を活用した農業所得の確保、条件整備、多面的な土地利用を進めています。また、伝統を活かした、活力創出により魅力ある農業・農村を次の世代に引き継いでいく必要がありますが、人口減少や高齢化が最も進んだ中山間地域においては、そのコミュニティ維持のため、待ったなしの状況であることを直視し対策を講じていかなければなりません。

### 1 都市との農村の交流

本市では、ロハス越前、エコ・グリーンツーリズム水の里しらやま、坂口グリーンツーリズム研究会を中心に農村の食や農、自然環境などに触れる農村の暮らし体験や都市住民との交流を組み合わせたグリーンツーリズムを展開してきました。

特に白山地区では地域の空き家を改修した福井ふるさと茶屋「白山さんち」において、地域の豊かな自然環境と里地里山の原風景を次世代へつなぎ、地域の情報発信や都市住民との交流拠点として農村の振興やまちづくりを進めています。

付加価値の高い無農薬・無化学肥料米であるコウノトリ呼び戻す農法米の田植えや草取り、稲刈り、かまど炊きごはんまで一連の米づくりを体験できる「田んぼファンクラブ」の活動は市外の参加者も対象に行い、関係人口の増加につなげています。



また、坂口地区では地域の竹林の荒廃対策として、内外から集まるボランティアの協力を得て伐採した幼竹を地域のグループが地場産メンマとして加工販売を行っています。さらに、そのメンマを「しらやまポーク」やねぎ、県産「ふくこむぎ」を使用した中華そばと合わせ麺類組合が提供することで、市全域での6次化や地産地消へと発展しています。



一方、今立地区では地域に群生する和ハーブなどの地域資源を活用した取組みが進められています。具体的には八ツ杉千年の森エリア内に和ハーブロードを整備し、和ハーブを活用したイベントを開催していくことで、地域の施設を活性化させています。こうした盛り上げを地域の価値、強みとし、都市部など域外に向かって発信していきます。

## 2 里地里山の保全

本市の西部地域である白山・坂口地区では、里地における生態ピラミッドの頂点に立つコウノトリやアベサンショウウオなどの希少野生生物が生息しています。

この地域では、水田の中干しの際に水生生物の生息場を確保するための水田退避溝や休耕田に水を張ることで、生きものの生息場所となる休耕田ビオトープの整備が行われています。その結果、豊かな自然環境を保全、維持し、5年連続で累計28羽のコウノトリが巣立ちました。



また、当該地域は全国でも有数の絶滅危惧種アベサンショウウオの最大生息地の一つです。地域住民グループでは、専門家の指導を受けパトロールするなど保全活動及びモニタリングを行っています。市内の小学校では環境学習などを行い、子どもたちは生き物と共生することへの意識醸成や生物多様性の大切さについて学んでいます。



## 3 環境学習と市民活動

エコビレッジ交流センターでは、里山スクールや里やまカフェ、坂口エコミュージアムウォーク、出前講座による自然環境学習などを行い、八ツ杉千年の森では木工工作などの森林学習を開催しています。

また、市内の保育園や認定こども園、小中学校では、身近な生きもの観察や植物栽培、ゴミのリサイクルなどの環境教育を実施しているほか、全小学校においてコウノトリを取り上げた環境学習を行っています。

民有林においては下草刈り、雪起し、枝打ち、除間伐などの森林施業を支援することで森林資源の有効活用の促進を図り、市有山林では下草刈りなどを実施しています。

たけふ市民の森ワークショップや国高地区自治振興会、森林ボランティアが村国山などで森づくり活動を実施しているほか、市緑化推進委員会では緑の募金活動を行い、市民の緑化活動、小中学校の緑の少年団の活動を支援しています。



#### 4 公的支援の活用

補助事業による支援制度を活用し、農業生産条件の不利な中山間地域においては農用地を維持・管理する協定を締結、集落単位で農業生産活動などを行っています（中山間地域等直接支払制度）。

また、地域で共同して農地や農業用水路・農道などを守り農業の多面的機能を維持してきましたが、高齢化や人口減少により集落活動に支障を来しつつあるため、市では地域資源の適切な保管理を推進し、農地の維持や地域資源の向上に資する支援を行っています（多面的機能支払交付金）。具体的には農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の補修など水路や農道などを共同管理することなどの地域活動が行われています。

#### 5 鳥獣被害防止対策

鳥獣被害を防止するための侵入防止柵（電気柵・ワイヤーメッシュ柵）の維持管理やサルの追い払い活動、集落ぐるみの一致協力、継続して取り組むことを目的とした獣害自警隊の組織化を進めています。侵入防止柵の設置については、県、市、鳥獣対策協議会が講習会を開き、地域で設置する支援を行っているほか、市獣害防止対策ネットワークにより侵入防止柵設置後の点検についての指導を行っています。

また、中山間地の人手不足や高齢化により集落単位での鳥獣被害防止対策ができなくなっていることから、令和6年度に県で初めて鳥獣対策実施隊員の公募を行い体制の強化を図りました。引き続き、鳥獣との棲み分け、侵入防止柵の設置、捕獲の3本の柱で鳥獣被害の防止対策を進めていきます。



### 3 基本的施策

「農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会の実現～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～」を図るため、次の施策を展開します。

#### 1 農村コミュニティの存続

##### (1) 中山間地域の集落間における連携促進

高齢化や人口減少により農業生産活動に留まらず、生活環境機能が弱体化し集落存亡の危機にあります。このため、複数の集落が一体となり農地や水路などの保全活動に取り組み、農村機能の維持強化を推進します。

##### (2) 非農家を含めた地域ぐるみの農村の保全活動の維持推進

農村には洪水や土砂崩れの防止、水源涵養、生物生態系や景観の保全といった機能があり、この効果を享受するのはすべての住民であることから、地域全体で農地や用排水路、農道などの維持及び改善を図ります。

##### (3) 農村資源を活用した観光との連携

農村にある食や農、暮らし、自然環境などの農村資源を「価値」と捉え、主に海外や都市部などに住む食や環境への意識が高い層に向け、農村に関する情報を効果的に発信します。この魅力発信を通じ、観光部門と連携しながら関係人口の増加につなげます。

##### (4) 農業・農村体験交流の展開

オーバーツーリズムの予防から、訪れる人が地域に住む人の営みに配慮しながら豊かな自然や農のある暮らしを体験できるなど、持続可能なサステナブルツーリズムを推進します。また、農村体験などにより交流人口を増やし、農地に関する情報など滞在から移住型の受入体制を整備します。

##### (5) 地域循環共生圏の形成

経済活動により環境に負荷をかけている都市部の人に対し、温室効果ガス削減と生物多様性維持に寄与している農村部の人の食や農のある暮らしを訴求します。また、都市と農村、各々の地域資源を活用し補完し合うことで環境・経済・社会が循環する地域循環共生圏をめざし、関係人口及び交流人口の増加につなげます。

#### 2 里地里山の保全再生

##### (1) 里地・水辺の保全再生

市西部地域においては既に自然繁殖を繰り返しているコウノトリが地域住民と共生していることを踏まえ、更なる里地や水辺の保全再生を進めます。また、生き物が生息

する水田退避溝や休耕田ビオトープ設置など、里地里山の取組みを市内の他地域へ波及していきます。

## (2) 里山の保全再生

杉林や竹林など身近な里山や生物多様性の保全再生を図るため、森林の適切な管理を行うことが重要です。あわせて鳥獣被害防止対策として出没を抑制するため、山ぎわの雑木を伐採し、緩衝帯を整備します。また、竹林を整備した際に採取した幼竹を使ってのメンマ、和ハーブなどの野生植物を加工するなど、多様な地域資源を活用しながら里山の適切な管理に努めます。

## (3) 多様な実施主体と連携した環境保全活動の推進

豊かな自然環境を保全するため、市民団体や地域住民による特定外来生物の駆除、また希少野生生物の保全活動を推進します。さらに、大学などの研究機関や地元企業、県と連携するなど更なる環境保全活動の推進を図ります。

## (4) 豊かな自然環境を通じた学習の推進

多様な生物が生息する生態系の保全活動を推進するとともに、豊かな生態系に関する学びの機会を創出していきます。今後は更にこの生物多様性確保の視点に加え、地球温暖化防止対策についての学習の場も創出していきます。

## 3 中山間地での農業振興

農地や農業用施設などは、食料の安定供給の基盤であるとともに水源涵養や生物多様性の保全、更には災害の未然防止など広く多面的な機能を有していることから、中山間地における農地や農業用施設などの適切な整備や維持管理を指導します。

### (1) 農業生産基盤の整備

条件の不利な中山間地域などにおいては、農村の多面的機能を向上させながら、農道や用排水施設の整備、圃場の大区画化を推進する基盤整備などを支援し、農業生産活動の維持、確保を図っていきます。

### (2) 鳥獣被害防止対策の強化

鳥獣による農作物などの被害が深刻化しており、集落における被害防止対策の徹底と加害個体の捕獲環境整備を強化していきます。また、獣害は市街地においても発生しているため、山間地特有の農業被害から全市的な自然災害という位置づけに改め、官民による対策の強化を行います。

### (3) 不作付地対策の推進

農業生産条件の不利な小区画農地、不整形農地、中山間地域において、集落単位での

協定に従って、農業生産活動などを行う中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し、農村景観を保全します。

## 4 主な事業

### 1 農村コミュニティの存続

番号	具体的施策	施策の内容
1	中山間地域の集落間における連携促進	<b>【農政課】</b> ・複数の集落で協力し合い、農用地の保全や営農を推進。
2	非農家を含めた地域ぐるみの農村保全活動の維持推進	<b>【農政課】</b> ・地域全体で農地の維持、保全活動を推進。 <b>【農林整備課】</b> ・農道、用排水路などの農業施設の維持管理。 ※多面的機能支払交付金事業
3	農村資源を活用した観光との連携	<b>【農政課】</b> ・市観光部局と連携し広域でも農村地域の魅力を発信。
4	農業・農村体験交流の展開	<b>【農政課】</b> ・有機米の稲作体験や試食を通し、域外からの参加者とも交流（田んぼファンクラブ）。 ・農村地域で行われる、祭りなどの行事や体験イベントをPR。 ・農家民宿の開業費を一部負担(申請手数料)。
5	地域循環共生圏の形成	<b>【農政課】</b> ・農村資源を持たない地域に向け農村地域の魅力をアピールし、同地区の食や体験などの商品も併せてPR。

### 2 里地里山の保全再生

番号	具体的施策	施策の内容
1	里地・水辺の保全再生	<b>【農政課】</b>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生き物が生息できる水田退避溝や休耕田ビオトープの整備を推進。</li> </ul>
2	里山の保全再生	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休耕田ビオトープの整備を推進。</li> </ul> <p><b>【農林整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の出没を抑える山ぎわ緩衝帯を整備。</li> <li>・農村地域の幼竹を使ったメンマなどの加工品の製造を支援。</li> <li>・和ハーブを使った商品開発を支援。</li> </ul>
3	多様な実施主体と連携した環境保全活動の推進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連団体や協力企業などと連携した、里地里山の保全再生、環境保全の取組みを推進。</li> </ul>
4	豊かな自然環境を通じた学習の推進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカザリガニなど特定外来生物を駆除。</li> <li>・コウノトリPR館などにおいて小中学生への環境学習を実施。</li> <li>・市内の公的施設においてコウノトリに関する展示を実施。</li> </ul> <p><b>【教育振興課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校において、地域の特色を活かした授業、コウノトリの人工巣塔周辺見学(ふるさと学習)、生き物の飼育に関する学習を実施(教育課程内)。</li> <li>・小中学校においてメダカや昆虫、水生生物などを飼育、観察。</li> </ul> <p><b>【こども未来課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園や認定こども園において、身近な小動物を飼育、観察。</li> </ul> <p><b>【生涯学習・芸術文化課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区公民館の「放課後子ども教室」において、地域の特色を活かした自然環境学習を実施。</li> </ul> <p><b>【環境政策課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の全幼稚園、保育園、認定こども園において環境学習を実施。</li> <li>・エコビレッジ交流センターにおいて、環境学習講座などを実施。</li> <li>・ホームページ、SNS、市広報紙による環境学習会の情報を発</li> </ul>

		<p>信。</p> <p><b>【農林整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を推進。</li> </ul> <p>※多面的機能支払交付金事業</p> <p><b>【図書館】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市農産物やコウノトリを取り上げた紙芝居コンテストの入賞作品の口演映像をホームページに掲載。</li> <li>・ボランティアによる入賞作品の口演を実施。</li> </ul>
--	--	---

### 3 中山間地での農業振興

番号	具体的施策	施策の内容
1	農業生産基盤の整備	<p><b>【農林整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び県、市の補助事業を活用し、農道、水路などの基盤整備を支援。</li> </ul> <p>※多面的機能支払交付金事業</p>
2	鳥獣被害防止対策の強化	<p><b>【農林整備課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイヤーメッシュ柵など侵入防止柵の整備を支援。</li> <li>・侵入防止柵の点検について指導。</li> <li>・サルの追い払いを指導。</li> </ul>
3	不作付地対策の推進	<p><b>【農政課】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産活動継続を支援。</li> </ul> <p>※中山間地域等直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロール強化月間(7～8月)に、農業委員などとともに農地パトロールを実施。</li> <li>・果樹栽培の研究。</li> </ul>

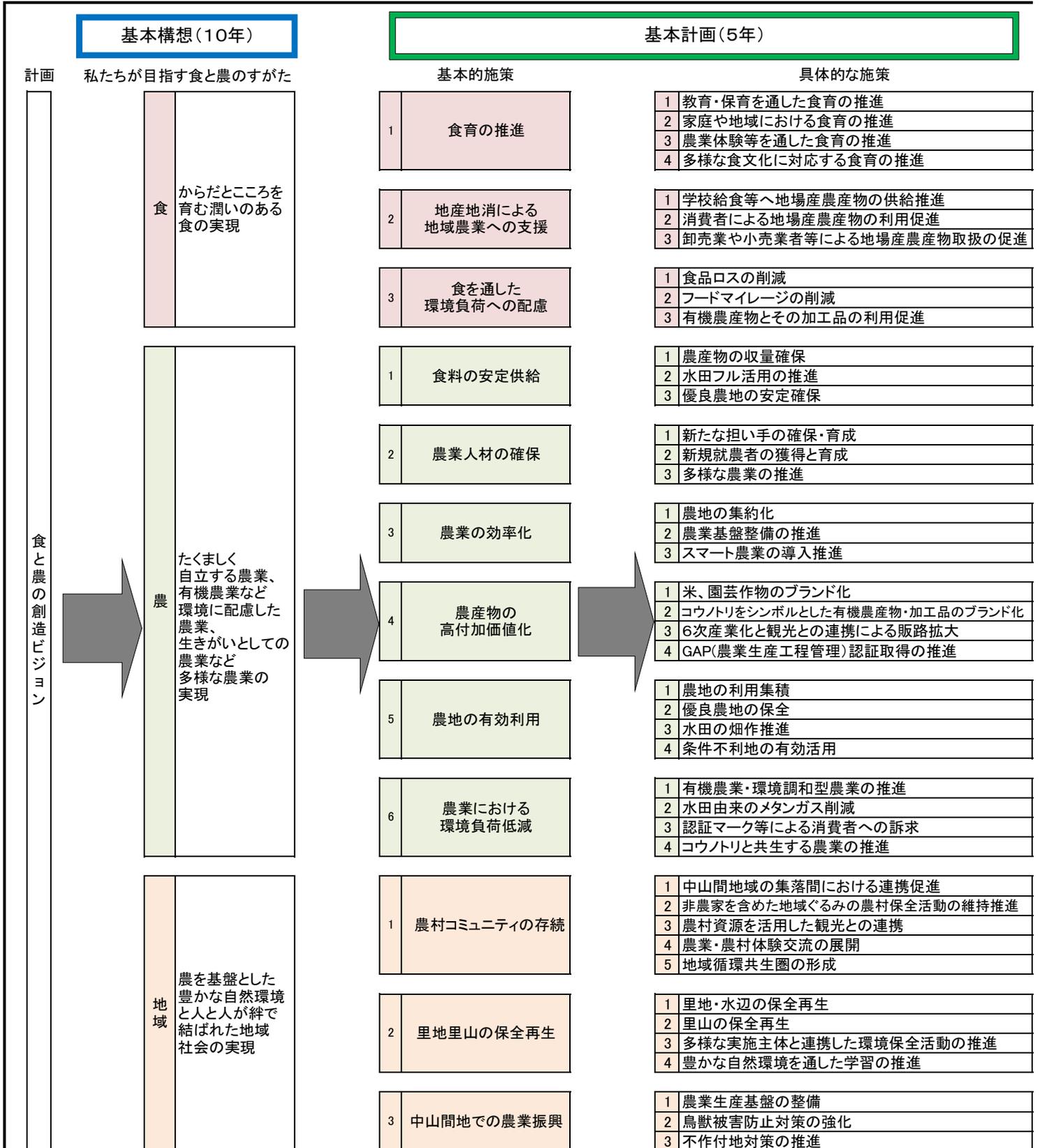
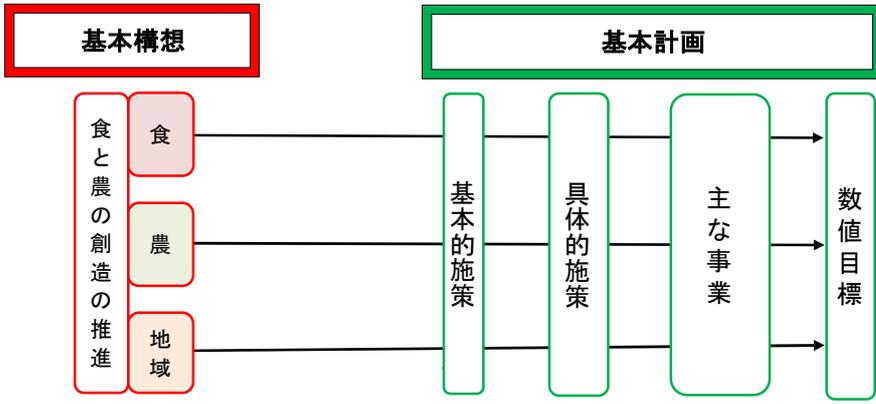
## 5 数値目標

指標名	単位	基準値 (R 6)	目標値	指標選択理由
			(R 1 1)	
特定農村地域など※1の人口	人	8, 1 5 6	7, 9 9 2	農村の人口状況を示す
特定農村地域などでの都市農村交流人口※2	人	3 9, 1 3 2	4 3, 0 4 5	都市農村交流の状況を示す
鳥獣害による農作物の被害面積	h a	3 1. 8	1 5. 9	鳥獣害による被害状況を示す

※1 特定農村地域など：坂口地区、味真野地区、岡本地区（中山間部）、服間地区、白山地区

※2 福井県都市農村交流人口調査結果のうち、※1 特定農村地域などで行われた交流人口

# 食と農の創造ビジョン 体系図



## 用語の解説

	用語	解説
あ行	アベサンショウウオ	両生綱有尾目サンショウウオ科サンショウウオ属に分類される有尾類。昭和59年天然記念物として登録された日本特有の両生類で、成体の体長は8～12センチメートルの小型サンショウウオ。
	エシカル消費	消費者それぞれが社会的課題の解決を考えたり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら行う消費行動のこと。
	オーガニック	有機栽培によるもの。有機栽培や有機農法といった生産や加工方法で作られた食品、化粧品、衣類などの商品まで幅広く含む。
	オーバーツーリズム	特定の観光地に観光客が過度に集中することで、地域社会や環境に悪影響を及ぼす現象のこと。
か行	家族農業	家族農業とは家族労働を基本とする農業経営のことであり、雇用労働を基本とする企業による農業経営と対比される。
	環境調和型農業	減農薬・減化学肥料栽培など、特別栽培農産物から有機栽培による生産までを含める越前市の農業。
	環境保全型農業直接支払交付金	国による交付制度。化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組みと合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援している。
	関係人口	移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と多様に関わる人々を指す。地域外にいながら、地域資源の情報発信や商品の購入など、地域応援活動は幅広い。
	慣行農業	法律に則り農薬や化学肥料を正しく使用する栽培方法による農業のこと。
	希少野生生物	本ビジョンで扱う希少野生生物は、環境省及び福井県が発行しているレッドリストに記載されている動植物を指す。
	GAP（農業生産工程管理）認証	GAPは農業生産に係る工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資するとともに経営の改善や効率化につながる。この取組みを民間の評価基準に合格し、認証を受けることを示す。
	グリーンツーリズム	自然豊かな農山漁村に滞在し、その地方独自の自然や文化、地域の人々との交流を楽しむ余暇の過ごし方。
	県認証特別栽培農産物	福井県は、化学合成農薬と化学肥料の使用を抑えた（福井県慣行栽培の5割以上削減）農産物について、独自の基準を設け認証している。認証①から④までが存在し、詳細は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証①：無農薬・無化学肥料（有機栽培）</li> <li>・認証②：無農薬・減化学肥料（通常の50%以上減）</li> <li>・認証③：減農薬（通常の50%以上減）・無化学肥料</li> <li>・認証④：減農薬（通常の50%以上減）・減化学肥料（通常の50%以上減）</li> </ul>
	耕作放棄地	農林業センサスでは、調査日以前の1年以上作付けせず、以後数年の間に再び耕作する意思のない土地のこと。
耕畜連携	耕種農家が生産した飼料を畜産農家が利用し、畜産農家から生産された堆肥を耕種農家が肥料・土づくりに利用すること。	

	用語	解説
	コウノトリブランド商品	市産の農産物又はその加工品のうち、その生産過程において自然環境の保全、生物多様性の確保又は食の安全安心に資する取組がなされたもの。
	コウノトリ呼び戻す農法米	コウノトリも住める豊かな文化、地域、環境づくりを目指し栽培され、無農薬、無化学肥料、県認証①取得の特別栽培米。中干延期や冬期湛水まで条件とされ生物多様性の確保に寄与している。
	交流人口	地域の外から地域に何らかの目的で訪れる人口（訪問者）のこと。訪問目的は、観光、イベント、レジャー、スポーツ、ショッピングなど幅広いが、主に観光で訪れる人々を指す。
	国連食糧農業機関（FAO）	飢餓の撲滅を世界の食糧生産と分配の改善と生活向上を通して達成するのを目的とする、国際連合の専門機関の一つである。国際連合食糧農業機関ともいう。
	コミュニティ	村落、都市、地方など、地域性と共同性という二つの要件を中心に構成されており、共通の目的や地域などにより結びついた人々の集まりのこと。
さ行	サステナブルツーリズム	旅行者、観光関係事業者、受け入れ地域にとって、現在と未来の「環境」「文化」「経済」の観点で、持続可能かつ発展性のある観光のこと。
	里地里山	人が「自然」に働きかけて生まれた空間であり、原始的な自然と都市との中間に位置し、集落や水田、干潟、ため池、草原などで構成される地域のこと。
	J-クレジット制度	様々な取組みによる温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。本ビジョンでは、農業政策におけるもので水田由来のメタンガス抑制を指している。
	資源循環型農業	稲わらのすきこみ、畜産糞尿の堆肥化のほか、食品関連の事業所などから出る廃棄物の飼料化や堆肥化への利用など、バイオマスの活用を行う農業。
	持続可能な開発目標（SDGs）	貧困、紛争、気候変動、感染症など、これまでになかったような深刻な課題に人類が直面していることから、世界中の様々な人々が課題を整理、解決方法を考え設定した、2030年までに達成すべき目標のこと。
	シビックプライド	地域への誇りと愛着を表す言葉であり、自分たちの住むまちをより良いものにし、誇れるものにしていこうという思いを指す。
	市民農園	主に都市生活者がレクリエーションや自家消費用の野菜や花などの栽培のために、貸し出されている小面積の農地又はこれらが集合した農園のこと。
	集積	本ビジョンでは、担い手に農地を集めることをいう。
	集落営農組織	集落を基礎として、多様な農家が機械、施設の共同利用などを通じて農業生産の一部または全部を行っている組織のこと。
	集約	本ビジョンでは、集めた農地を、担い手ごとに団地化することをいう。
	旬菜. com	武生青果株式会社の卸売業者。南越地区産の野菜を取り扱い、地域の小売業者に卸している。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。

	用語	解説
	食料システム	食は、調達から生産、加工、流通、消費まで、あらゆる関係者のつながりによって成り立っており、この食料の流れを一つの大きな仕組みととらえ、食料システムと呼んでいる。
	食料自給率	我が国の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標のこと。示し方については、「品目別自給率」と「総合食料自給率」の2種類があり、総合食料自給率は、カロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。
	新規就農支援制度	国による交付制度。新規で就農する農業者を対象に、就農直後の経営確立を支援する。
	水田退避溝	中干し、稲刈り時の水生生物の生息場を確保するため、水田の一部を常時湛水するように掘り下げて作った溝のこと。
	スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業とされ、世界的に開発が進むロボットやAI、IoT関連技術を農業分野に活用し、生産効率の向上や農業従事者への負担減を目指すのが主な目的。
	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。
た行	多面的機能支払交付金	国による交付金制度。農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進している。
	地域計画	集落ごとに将来の農地の利用方針をまとめたもので、10年後に誰が耕作するか農地の「目標地図」を作る。農地の円滑な継承や集積に向け、2023年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、策定が義務付けられている。
	地域循環共生圏	地域資源を活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されること。
	地産地消	地域で生産された農産物をその地域で消費すること。また、そういった活動を通じ農業者と消費者を結び付ける取り組み。
	地消地産	地域で消費する農産物をその地域で生産すること。消費を起点に地域で消費されるものを生産するという考え方から来ている。
	チャレンジ30運動	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を30グラム減らすことを目標としている市民運動。
	中山間総合対策支援事業 (農作業受委託促進事業)	県による補助制度。中山間地域の多様な担い手の育成及び中山間の営農を継続させる体制づくりを支援している。
	中山間地域	農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域。中山間地域は、全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割、農業産出額の約4割を占めるなど、我が国の農業において重要な役割を担っている。
	中山間地域等直接支払制度	国による交付制度。農業生産条件の不利な中山間地域などにおいて、集落ごとに締結した農用地を維持・管理に関する取決め(協定)に基づき、農業生産活動を行い、面積に応じて一定額を交付する国の制度。

	用語	解説
	定年帰農	定年退職者が農業に従事することをいい、農村出身者が定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事することもいう。
	転作	同じ農地でそれまで生産していた農作物とは違う種類の農作物を生産すること。
	特定外来生物	海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあるものの中から指定される。
	特別栽培農産物	農林水産省のガイドラインに沿い、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素分量が50%以下、で栽培された農産物のこと。
	土地改良	農地の区画整理や農業用排水施設、農道など土地改良施設の新設・変更・管理など農業生産の基盤の整備・開発を行い、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業構造の改善などを図ること。
な行	中干し	田植えの後、一定の期間、水を切って土壌を乾かすこと。これにより、還元状態の土壌に酸素を供給し、有害ガスの発生抑制や根の健全な育成、過剰な分げつ（土壌から出た茎の根元から新しい茎が出てくること）の抑制を図る。
	二期作	同じ農地で同じ作物を1年に2回栽培し、収穫すること。
	2年3作	本ビジョンでは、同一農地において水稻のあとに大麦を栽培し、その後に大豆、そばを栽培する体系を指す。連作障害を抑え地力を高めることができるため、土づくりを同時に行える持続的な技術である。
	認定農業者	農業者が農業経営基盤強化促進法に基づき、各々の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫のもと経営の改善を進めようとする計画の認定を受けた農業者のこと。
	農業委員会	農業委員会等に関する法律により、市の行政委員会で、市から独立し、農業生産力の発展や農業経営の合理化を進め、農業者の地位の向上に寄与することを目的とし、農地法に基づく許可などの執行事務を行っている。
	農地中間管理機構	県、市町、農業団体などが出資し組織される法人であり、県に一つに限って指定されている。地域計画に基づき、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者などから借受け、担い手などへの貸付を行い、農地の集積・集約化を進めている。
	農用地区域	農業振興地域内における集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域。
	は行	ビオトープ
フードドライブ		家庭で買い過ぎてしまったり、食べきれそうにない食品などを持ち寄り、食品を必要としている団体などに寄附する活動のこと。

	用語	解説
	フードマイレージ	「食料の（＝ food）輸送距離（＝ mileage）」という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とし、食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したもの。
	冬水田んぼ（冬期湛水）	収穫後の水田に意図的に水を張り、冬の間も水を溜めておく農法。コウノトリなどの鳥類の保護だけでなく、鳥などのふんや水田に残ったわら、稲株が微生物やイトミミズ類の働きで天然の堆肥にもなり、生物多様性と農作物の生産、どちらにもメリットがある。
ま行	みえるらべる	生産者の環境負荷低減に係る取組みを見える化したラベルで、温室効果ガス削減と生物多様性の維持、の両方の環境的貢献度を星の数でレベルを示したもの。販売用農産物（パッケージ）への活用を農林水産省も推奨しており、ラベルの名称を「みえるらべる」とした。
	みどりの食料システム戦略	国内外の農業を取り巻く様々な課題を受け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を革新的な方法で実現するため、農林水産省が策定した政策方針。具体的には、2050年までに全耕地面積における有機栽培の面積を25%にする等の目標がある。
	メタンガス	地球上の全気体体積において、二酸化炭素に次いで地球温暖化に影響を及ぼす温室効果ガス。湿地や水田、バイオマス燃焼、牛などの家畜と、その放出源は多岐に渡る。
や行	有機JAS認証	有機食品について農林水産大臣が定める国家規格であり、有機食品のJASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、認証された事業者のみが有機JASマークを使用することができる。有機JASマークがない農産物や加工品に、有機、またオーガニックなどの名称表示や紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。
	有機農業	有機農業推進法において「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。
	優良農地	一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
	両正条田植機	従来のものと違い、タテとヨコの植え幅を同じにすることができる田植機。植え幅が同じであるため、二方向からの機械除草が可能となる。
	6次産業化（6次化）	農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的に行い、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。略して6次化とも言われる。
	六麦麺	武生麺類組合が令和6年の新幹線駅開業を記念し開発した、越前おろし蕎麦、武生駅前中華そばに続く本市の第3の麺。県産「ふくこむぎ」と本市産の六条大麦を掛け合わせ、うどんでもそばでもない新食感の麺として話題を呼んだ。



# 越前市食と農の創造条例

平成21年3月24日

条例第11号

改正 平成25年3月29日条例第4号

令和元年7月3日条例第20号

令和7年3月19日条例第22号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第12条）

第3章 基本計画（第13条）

第4章 食と農の創造審議会（第14条）

### 附則

わたしたち越前市民は、食と農の営みを通して、人、自然、環境、社会、文化などの豊かな財産を今日まで育んできました。

日々の食の営みは、わたしたちの健全な体と心を育て、健康で文化的な生活を営む上でなくてはならないものです。

また、人が自然に働きかけ、自然の恵みを受けて成り立つ農の営みは、わたしたちの食や暮らしに結び付いたかけがえのないものです。

しかしながら、近年の農業は、地球温暖化による異常気象の影響から、一層厳しさを増し、重大な局面を迎えつつあります。さらに、食と農の大切さや結び付きが忘れられ始め、このことが、食品の安全性への不安、人口減及び高齢化による農業の後継者不足、農地の荒廃など、食や農をめぐる様々な問題の発生にもつながっています。

わたしたちは、これらの問題を乗り越えるため、食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、食とそれを支える農との関係を再構築するために行動しなければなりません。

ここに、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の協働により食と農の創造を推進するため、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市の食と農の創造について、基本理念を定め、市、農業者、農業団体、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食と農の創造を総合的かつ計画的に推進し、もっ

て健康で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食 食を食べること及び食料、食生活、食文化その他の食を食べることに関連する事項をいう。
- (2) 農 農業及び農業を営む者並びに農地、農村その他の農業に関連する事項をいう。
- (3) 食と農の創造 食と農の現状を見つめ直し、その大切さを理解するとともに、環境に調和した食とそれを支える農との関係を構築することをいう。
- (4) 農業者 市内において農業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 農業団体 市内において農業に関係する活動を行う農業協同組合、土地改良区その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内において農産物及び食品の加工、流通、販売等の事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 食と農の創造は、からだところを育む潤いのある食の実現を目指して行われなければならない。

- 2 食と農の創造は、たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した 農業、生きがいとしての農業など、多様な農業の実現を目指して行われなければならない。
- 3 食と農の創造は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人が絆で結ばれた地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食と農の創造の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び関係機関などと連携し実施するものとする。

(農業者及び農業団体の責務)

第5条 農業者及び農業団体は、基本理念にのっとり、安全で安心な食料の安定的な生産及び供給に努めるとともに、食と農の創造に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な使用及び流通の促進に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、食と農が市民生活に果たしている役割の重要性

について理解を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(基本的施策の実施)

第8条 市は、食と農の創造を推進するため、その基本的な施策として次条から第11条までに定める施策を実施するものとし、農業者、農業団体、事業者及び市民は、当該施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(潤いのある食の実現のための施策)

第9条 市は、からだところを育む潤いのある食の実現を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 食育の推進に必要な施策
- (2) 地産地消による地域農業への支援に必要な施策
- (3) 食を通じた環境負荷への配慮に必要な施策

(多様な農業の実現のための施策)

第10条 市は、たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など、多様な農業の実現を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 食料の安定供給に必要な施策
- (2) 農業人材の確保に必要な施策
- (3) 農業の効率化に必要な施策
- (4) 農産物の高付加価値化に必要な施策
- (5) 農地の有効利用に必要な施策
- (6) 農業における環境負荷低減に必要な施策

(農を基盤とした豊かな自然環境の保全等のための施策)

第11条 市は、農を基盤とした豊かな自然環境の保全及び人と人とが絆で結ばれた地域社会の実現を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 農村コミュニティの存続に必要な施策
- (2) 里地里山の保全再生に必要な施策
- (3) 中山間地での農業振興に必要な施策

(食と農の創造に関する啓発)

第12条 市は、市民の食と農の創造に対する理解と関心が深まるよう、広報活動その他の啓発に必要な措置を講ずるものとする。

## 第3章 基本計画

(基本計画の策定)

第13条 市長は、前章に規定する基本的施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食と農の創造の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなけ

ればならない。

- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ市民の意見が反映されるよう十分に配慮するとともに、次条に規定する越前市食と農の創造審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、食と農を取り巻く情勢の変化を勘案し、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

#### 第4章 食と農の創造審議会

(食と農の創造審議会)

第14条 市長は、食と農の創造の推進のために必要となる基本的事項を調査審議するため、越前市食と農の創造審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める意見を市長に述べることができる。

(1) 基本計画に関する事項

(2) その他食と農の創造の推進のために必要となる基本的事項

3 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第20号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和7年3月19日条例第22号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 経緯

令和6年 5月8日	第1回 越前市食と農の創造ビジョン ワーキンググループ (以降、ワーキンググループ)	○食と農の創造ビジョン改定について ・概要説明 ・メンバーでのディスカッション
5月29日	第1回 越前市食と農の創造審議会	○委員委嘱 ○会長選出 ○食と農の創造ビジョン今期改定の流れ ○【現】食と農の創造ビジョンの総括 【新】食と農の創造ビジョン重点項目 ・委員間での意見交換
7月5日	第1回 越前市食と農の創造審議会 食の部会 (以降、食の部会)	第1回越前市食と農の創造審議会 (以降、審議会) 結果を受けて意見聴取
7月9日	第1回 越前市食と農の創造審議会 農の部会 (以降、農の部会)	第1回審議会結果を受けて意見聴取
7月18日	第1回 越前市食と農の創造審議会 地域部会 (以降、地域部会)	第1回審議会結果を受けて意見聴取
8月6日	第2回 越前市食と農の創造審議会	○食と農の創造ビジョンへ各委員による 意見の反映について
9月3日	第2回 地域部会	第2回審議会結果を受けて意見聴取
9月25日	第2回 越前市食と農の創造ビジョン ワーキンググループ	○食と農の創造ビジョン改定について ・現状説明 ・改定作業等の依頼
10月7日	第2回 農の部会	第2回審議会結果を受けて意見聴取
10月8日	第2回 食の部会	第2回審議会結果を受けて意見聴取
10月29日	第3回 越前市食と農の創造審議会	○食と農の創造ビジョン計画案について ・ワークショップ等における意見 ・骨子(案)の確定について ・パブリック・コメントの実施

12月13日	第3回 越前市食と農の創造ビジョン ワーキンググループ	○食と農の創造ビジョン改定について ・現状説明 ・改定に係る依頼事項 ・パブリック・コメントの実施
12月13日	パブリック・コメント	○実施期間：12月13日～2月17日 ○意見提出者：パブリック・コメント35件、 ワークショップ、アンケート等意見7件、 議会関係者意見28件 合計70件
令和7年 1月29日	第4回 越前市食と農の創造審議会	○食と農の創造ビジョン計画案について ○ビジョンの体系と条例の構成について ○パブリック・コメント中間報告について
2月10日	全員説明会	越前市食と農の創造条例の一部改正について
2月14日	議員説明会	越前市食と農の創造ビジョン(第4次基本計画)について
3月4日	第3回 農の部会	第4回審議会結果を受けて意見聴取
3月4日	第3回 地域部会	第4回審議会結果を受けて意見聴取
3月5日	第3回 食の部会	第4回審議会結果を受けて意見聴取
3月11日	産業建設委員会	○越前市食と農の創造条例の一部改正について ○越前市食と農の創造ビジョン(第4次基本計画)(案)について
3月25日	第5回 越前市食と農の創造審議会	○食と農の創造ビジョン最終案について ○パブリック・コメントの結果について
3月27日	市長答申	越前市食と農の創造審議会による越前市食と農の創造ビジョン(案)の答申

## 越前市食と農の創造審議会委員名簿

	所 属	役 職	氏 名
会長	福井県立大学生物資源学部	学 部 長	日 辛 隆雄
副会長	越前たけふ農業協同組合	代表理事組合長	土本 俊三
	福井県農業協同組合	理 事	石本 正則
	株式会社 ファーム広瀬	代表取締役会長	庭本 久則
	コウノトリ呼び戻す農法部会	会 長	藤木 保男
	株式会社 内藤農産	—	内藤 隆俊
	仁愛大学人間生活学部	次 長	佐藤 真実
	福井県民生活協同組合丹南地区	本 部 長	福田 祐規
	株式会社 武生製麺	代表取締役	桶谷 洋介
	aiMIKI STUDIO	代 表	三木 あい
	坂口地区うららの町づくり振興会	部 会 長	内山 秀樹
	水辺と生き物を守る農家と市民の会	会 長	川端小右衛門
	赤坂森づくりの会	—	田中 秀幸
	越前市環境審議会	会 長	奥村 充司
	環境省 中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	室 長	新原 修一郎
	公 募	—	勇 一恵



越前市食と農の創造ビジョン 基本計画  
令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

---

発行：令和7年3月

編集：越前市 環境農林部 農政課

〒915-8530 福井県越前市府中一丁目13-7

TEL 0778-22-3009 FAX 0778-22-5167